

# **藤里町過疎地域持続的発展計画**

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月策定

**秋田県藤里町**



## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1 基本的な事項               | 1  |
| （1）町の概況                 | 1  |
| 町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要 | 1  |
| 町における過疎の状況              | 2  |
| 人口等の動向                  | 2  |
| これまでの対策                 | 2  |
| 現在の課題                   | 3  |
| 今後の見通し                  | 3  |
| 社会経済的発展の方向の概要           | 3  |
| （2）人口及び産業の推移と動向         | 4  |
| 人口の推移と動向                | 4  |
| 将来人口の見通し                | 4  |
| 産業の推移と今後の動向             | 5  |
| （3）行財政の状況               | 5  |
| 行政の状況                   | 5  |
| 財政の状況                   | 6  |
| 施設整備の水準の現況と動向           | 8  |
| （4）地域の持続的発展の基本方針        | 8  |
| （5）地域の持続的発展のための基本目標     | 12 |
| （6）計画の達成状況の評価に関する事項     | 12 |
| （7）計画期間                 | 12 |
| （8）公共施設等総合管理計画との整合      | 13 |
| 第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成  | 15 |
| 1 現況と問題点                |    |
| 2 その対策                  |    |
| 3 計画                    |    |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合       |    |

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 第3 | 産業の振興                       | 18 |
| 1  | 現況と問題点                      |    |
| 2  | その対策                        |    |
| 3  | 計画                          |    |
| 4  | 産業振興促進事項                    |    |
| 5  | 公共施設等総合管理計画との整合             |    |
| 第4 | 地域における情報化                   | 35 |
| 1  | 現況と問題点                      |    |
| 2  | その対策                        |    |
| 3  | 計画                          |    |
| 4  | 公共施設等総合管理計画との整合             |    |
| 第5 | 交通施設の整備、交通手段の確保             | 37 |
| 1  | 現況と問題点                      |    |
| 2  | その対策                        |    |
| 3  | 計画                          |    |
| 4  | 公共施設等総合管理計画との整合             |    |
| 第6 | 生活環境の整備                     | 43 |
| 1  | 現況と問題点                      |    |
| 2  | その対策                        |    |
| 3  | 計画                          |    |
| 4  | 公共施設等総合管理計画との整合             |    |
| 第7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 50 |
| 1  | 現況と問題点                      |    |
| 2  | その対策                        |    |
| 3  | 計画                          |    |
| 4  | 公共施設等総合管理計画との整合             |    |

|                                       |                 |     |
|---------------------------------------|-----------------|-----|
| 第 8                                   | 医療の確保           | 5 7 |
| 1                                     | 現況と問題点          |     |
| 2                                     | その対策            |     |
| 3                                     | 計画              |     |
| 4                                     | 公共施設等総合管理計画との整合 |     |
| 第 9                                   | 教育の振興           | 5 9 |
| 1                                     | 現況と問題点          |     |
| 2                                     | その対策            |     |
| 3                                     | 計画              |     |
| 4                                     | 公共施設等総合管理計画との整合 |     |
| 第 1 0                                 | 集落の整備           | 6 5 |
| 1                                     | 現況と問題点          |     |
| 2                                     | その対策            |     |
| 3                                     | 計画              |     |
| 4                                     | 公共施設等総合管理計画との整合 |     |
| 第 1 1                                 | 地域文化の振興等        | 6 7 |
| 1                                     | 現況と問題点          |     |
| 2                                     | その対策            |     |
| 3                                     | 計画              |     |
| 4                                     | 公共施設等総合管理計画との整合 |     |
| 第 1 2                                 | 再生可能エネルギーの利用の推進 | 6 9 |
| 1                                     | 現況と問題点          |     |
| 2                                     | その対策            |     |
| 3                                     | 計画              |     |
| 4                                     | 公共施設等総合管理計画との整合 |     |
| 事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）過疎地域持続的発展特別事業分 |                 | 7 1 |

## 1. 基本的な事項

### (1) 町の概況

○町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

#### ・自然的条件

藤里町は、秋田県の北部に位置し、東は北秋田市、西は八峰町、能代市の一部に山岳丘陵地帯で接し、南は能代市二ツ井町に接しています。青森県との県境一帯は標高 1,000m を超える山並みが連なる「世界自然遺産 白神山地」であります。白神山地に水源を発する藤琴川・粕毛川は中心部である藤琴で、Y字型で合流し、約 8km 下流で米代川と合流します。町の総面積は、282.13k m<sup>2</sup>でその約 9 割が山林原野で占められています。

気候は、過去 10 年間の年間平均気温 11.0℃、年間平均降雨量 1,443.24mm でしばしば集中豪雨に見舞われます。また、冬期間の積雪が多く、最大積雪量 130cm、積雪日数約 120 日と 1 年の 3 分の 1 が雪に埋もれる特別豪雪地域です。

#### ・歴史的条件

本町は、桓武天皇の延暦の頃、大沢、矢坂、藤琴、太良及び粕毛が集落を形成していたと言われています。明治 22 年の町村制の実施により藤琴村と粕毛村が生まれ、昭和 28 年の町村合併促進法の施行とともに二つの村の合併により藤里村となりました。昭和 38 年 11 月 1 日の町制施行により藤里町が誕生し、令和 5 年には町制施行 60 周年を迎えました。

#### ・社会的条件

平成 3 年 11 月の青森県境の釣瓶トンネルの完成と平成 6 年 7 月の県道西目屋二ツ井線（青森県側）及び平成 24 年の森林基幹道米代線の開通により、袋小路は解消され、閉鎖的なイメージは解消されつつあるものの、白神山地特有の凝灰岩を主とする脆弱な地質に加えて、数年おきに起こる自然災害によって、世界自然遺産白神山地の安定的な体験提供を難しいものとしてきました。

町に駅はなく、隣市の駅が最寄りの駅となっています。町内の公共交通は令和 7 年の路線バスの廃止に伴い、デマンド型乗り合いタクシーが主要な交通手段となっています。鉄道も国道もコンビニエンスストアもない町でもあります。

#### ・経済的条件

本町の産業は、町土の約 9 割を山林原野が占めており、古くから森林や自然資源を利用した木材生産や農林業を主とし、新たな産業振興として観光業を立ち上げてきました。事業所数や生産年齢人口（15～64 歳）の減少から、雇用に関する状況の悪化や少子高齢化の進行による持続性が危惧されています。

## ○町における過疎の状況

### ・人口等の動向

人口は、昭和 30 年の 9,324 人をピークに減少が続き、昭和 33 年の太良鉱山の閉山で拍車がかかり、令和 2 年の国勢調査による人口は 2,896 人、世帯数は 1,126 世帯となっております。

昭和 46 年 4 月から過疎地域として指定されています。

年齢別に見ると 65 歳以上の高齢者比率は、平成 2 年で 21.4%、平成 12 年で 31.3%、平成 22 年で 39.2%、平成 27 年で 43.6%、令和 2 年で 48.8%と急速に高齢化が進んでいます。

産業別でも、人口減少に比例してすべての産業において減少しており、特に本町の基幹産業である第 1 次産業は、平成 17 年の 392 人から令和 2 年には 182 人へと推移し、減少率が 53.6%、産業全体に占める割合が 13.2%となっており、農林業の振興施策が課題とされています。

### ・これまでの対策

これまでの過疎対策は、過疎地域特別対策緊急措置法、過疎地域振興特別対策緊急措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき国の支援を受けながら、計画的に観光・農林業などの振興策や下水道を始めとする生活環境施設等の整備に努め、地域の活性化及び自立促進等を図ってきました。

[昭和 45 年過疎地域特別対策緊急措置法]

社会基盤の充実を図るため、集落間を結ぶ町道、農林道、簡易水道の施設整備及び消防施設の改修等を行い、地域住民の生活環境の向上に努めました。

[昭和 55 年過疎地域振興特別対策緊急措置法]

冬期間の交通を確保するための流雪溝（大町、荒町）の整備や町営住宅（清水岱団地）の建設、観光客と地場産業を結ぶ施設「サフォークの館」を開館しました。

[平成 2 年過疎地域活性化特別措置法]

福祉施策として高齢者や障害者の課題に対処するため、特別養護老人ホームや障害者支援施設の整備を開設しました。また、地場産業の振興を図るためのふるさと産業開発センター（まいたけ）、農畜産物処理加工センター（食肉加工）、滞在型観光の拠点としての温泉を利用した健康保養館（第三セクター株式会社藤里開発公社の設立）の開設など、様々な施設整備を行いました。

[平成 12 年過疎地域自立促進特別措置法]

産業の振興では、林道米代線（米代フォレストライン）の全線開通による滞在型観光拠点との観光ルートを確立させるための、観光案内窓口としての機能を持った「森のえき」の建設と素波里園地の再整備などを行いました。

交通通信体系の充実においては、携帯電話不感集落の解消を図るため、移動通信用鉄塔の設置、都市部との情報通信基盤格差の是正を図るため全町に光ファイバの整備を実施しました。また、児童生徒の通学路となっている藤琴二ツ井線の拡幅工事や橋梁長寿命化

計画に基づく橋梁補修など、地域の安心安全な生活確保のための取組を行いました。

生活環境の充実を図るため、特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設・合併処理浄化槽の整備を行い住民生活の生活環境の向上に努めました。

子育て環境の確保については、働く子育て世代のための未満児保育園を整備しました。

教育振興では、社会体育の促進と充実を図るため清水岱公園野球場の改修をしたほか、食育の推進と安心安全で質の高い給食の提供を行うため、老朽化した給食センターを新たに建設しました。

[令和3年過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法]

産業振興として、畜産農家の経営の改善を図るため農業の近代化施設として牧草等乾燥施設の建設工事を行いました。また、教育振興では、きめ細やかな教育を促進するため9年間の教育課程を一貫して行う義務教育学校を整備しました。

#### ・現在の課題

これまでの過疎対策事業の積極的な実施により、社会基盤については一定の水準を確保しているものの、町全体として人口減少、少子高齢化に歯止めをかけることができない状況です。

人口減少、少子高齢化がより一層進むことは、集落などの地域の活力の低下、地域経済の衰退など様々な問題が懸念されます。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本町の人口が増加に転じることは難しい状況にありますが、将来にわたり本町が持続的なまちづくりを進めていくうえでは、町民、地域、事業者、団体及び行政などが共通認識のもと危機感を持ち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組まなければなりません。

#### ・今後の見通し

将来の人口推計を見ると、本町の人口は今後も減少していくことが予想されています。人口が恒常的に減少することを長期的な視点で考えた場合、町民の日常生活に必要な機能（小売店舗、医療機関など）が失われる可能性があります。日常生活に必要な機能が失われることは、人口流出をより一層加速させると考えられます。このため、町民、地域、事業者、団体など多様な主体と行政との協働によりまちづくりを進めていくとともに、より効率的・効果的な行財政運営に努める中で、まちづくり計画に基づき産業、交通通信、生活環境、保健・福祉、医療、教育、地域文化、集落の維持などの各種施策を展開することにより、人口減少を抑制し、本町への移住定住を促進する必要があります。

#### ○社会経済的発展の方向の概要

本町の産業別就業人口は令和2年の国勢調査において、第1次産業が183人、第2次産業が348人、第3次産業が845人となっています。特に担い手不足が課題となっている第1次産業の就業人口は、昭和60年時点で1,142人、構成比にして38.8%を占めていましたが、令和2年国勢調査時には構成比13.2%まで減少しているように、産業構造は

大きく変容してきています。

これまで本町の経済は、豊かな自然資源を活用した農林業、世界自然遺産「白神山地」を核とした観光に支えられてきました。地域特性を最大限に生かすためには、今後も農林業、観光を基幹産業と位置づけ、白神山地世界自然遺産地域の保全と周辺地域の活用促進を主要施策と位置付けている秋田県との情報共有を図りながら社会経済情勢の変化に対応した産業の振興を推進していく必要があります。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ○人口の推移と動向

本町の人口は国勢調査によると昭和55年の5,837人から令和2年には2,896人となっており、この40年の間に2,941人(50.4%)の減少となっています。

昭和55年～平成7年の人口減少率は5.0%前後で推移しておりました。しかし、平成12年以降減少率は上昇し続け、平成27年～令和2年には13.8%まで上昇しています。

年齢別増減率では、年少人口(0～14歳)は昭和55年から令和2年にかけて909人(82.0%)の減少となっています。生産年齢人口(15～64歳)は昭和55年から令和2年にかけて2,598人(66.9%)の減少となっています。

表1-1(1)によると、15歳～29歳の若年者比率は、昭和55年15.8%、平成2年12.5%、平成17年11.6%、平成27年7.6%、令和2年5.8%となっており、65歳以上の高齢者比率は、昭和55年14.5%、平成2年21.4%、平成17年35.5%、平成27年43.6%、令和2年48.8%と少子高齢化が急速に進んでいることを示しています。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

| 区 分                  | 昭和55年 | 平成2年  |        | 平成17年 |        | 平成27年 |        | 令和2年  |        |
|----------------------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|                      | 1980年 | 1990年 |        | 2005年 |        | 2015年 |        | 2020年 |        |
|                      | 実数    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    |
| 総 数                  | 5,837 | 5,291 | -9.4%  | 4,348 | -17.8% | 3,359 | -22.7% | 2,896 | -13.8% |
| 0歳～14歳               | 1,109 | 805   | -27.4% | 417   | -48.2% | 269   | -35.5% | 200   | -25.7% |
| 15歳～64歳              | 3,881 | 3,355 | -13.6% | 2,387 | -28.9% | 1,625 | -31.9% | 1,283 | -21.0% |
| うち<br>15歳～<br>29歳(a) | 921   | 660   | -28.3% | 504   | -23.6% | 256   | -49.2% | 169   | -34.0% |
| 65歳以上<br>(b)         | 847   | 1,131 | 33.5%  | 1,544 | 36.5%  | 1,465 | -5.1%  | 1,413 | -3.5%  |
| (a)/総数<br>若年者比率      | 15.8% | 12.5% | —      | 11.6% | —      | 7.6%  | —      | 5.8%  | —      |
| (b)/総数<br>高齢者比率      | 14.5% | 21.4% | —      | 35.5% | —      | 43.6% | —      | 48.8% | —      |

### ○将来人口の見通し

表 1-1 (2) の将来人口の推計値は、現在までの人口の現状や国立社会保障・人口問題研究所が示した新たな人口推計を検証するとともに、藤里町の人口減少やまちづくりに

関するアンケート調査の結果や今後の社会情勢の変化を考察しながら、目指すべき将来の方向性を提示し、将来人口を展望したものです。

これによると 10 年後の令和 17 年には 1,826 人で現在（令和 7 年 3 月住民基本台帳人口 2,713 人）より 887 人減で 32.7%の減少率と推計され、令和 27 年には、現在（2,713 人）の約 52.6%減の 1,286 人になると推計されています。

本町は自然減と社会減が重なって人口減少が進んでいます。特に高校卒業時（多くは就職時）に町外に出る傾向があります。魅力ある職場の不足から、若年層の流出に歯止めがかからない状況が続き、少子化や平均寿命の伸びに伴って高齢化が急速に進むことから、人口流出の抑制と交流人口の増加に重点を置いた施策を展開する必要があります。

表 1-1(2) 人口の今後の見通し（藤里町総合戦略・人口ビジョン）

| 区分     | 昭和55年<br>1980年 | 昭和60年<br>1985年 | 平成2年<br>1990年 | 平成7年<br>1995年 | 平成12年<br>2000年 | 平成17年<br>2005年 | 平成22年<br>2010年 | 平成27年<br>2015年 |
|--------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 0～14歳  | 1,109          | 942            | 805           | 619           | 523            | 417            | 344            | 269            |
| 15～64歳 | 3,881          | 3,673          | 3,355         | 3,062         | 2,710          | 2,387          | 1,997          | 1,625          |
| 65歳以上  | 847            | 1,001          | 1,131         | 1,343         | 1,475          | 1,544          | 1,507          | 1,465          |
| 総数     | 5,837          | 5,616          | 5,291         | 5,024         | 4,708          | 4,348          | 3,848          | 3,359          |

| 区分     | 令和2年<br>2020年 | 令和7年<br>2025年 | 令和12年<br>2030年 | 令和17年<br>2035年 | 令和22年<br>2040年 | 令和27年<br>2045年 | 令和32年<br>2050年 |
|--------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 0～14歳  | 200           | 165           | 103            | 78             | 62             | 51             | 40             |
| 15～64歳 | 1,283         | 1,147         | 886            | 713            | 558            | 431            | 324            |
| 65歳以上  | 1,413         | 1,401         | 1,152          | 1,035          | 921            | 804            | 700            |
| 総数     | 2,896         | 2,713         | 2,141          | 1,826          | 1,541          | 1,286          | 1,064          |

#### ○産業の推移と今後の動向

藤里町はかつて太良鉱山の鉱業や森林鉄道を利用した林業により活気のある時代がありました。しかし、太良鉱山が昭和 33 年に閉山し、さらに町内に敷設されていた複数の森林鉄道も昭和 38 年の集中豪雨による被害のため全線が廃止され、以後、農業を中心とした第 1 次産業を主力産業としてきました。

減反政策や米価の下落など社会的な背景に加え、農業従事者の高齢化と後継者不足による生産体制の弱体化により、3 次産業への移行が見られるとともに就業人口も減少しています。

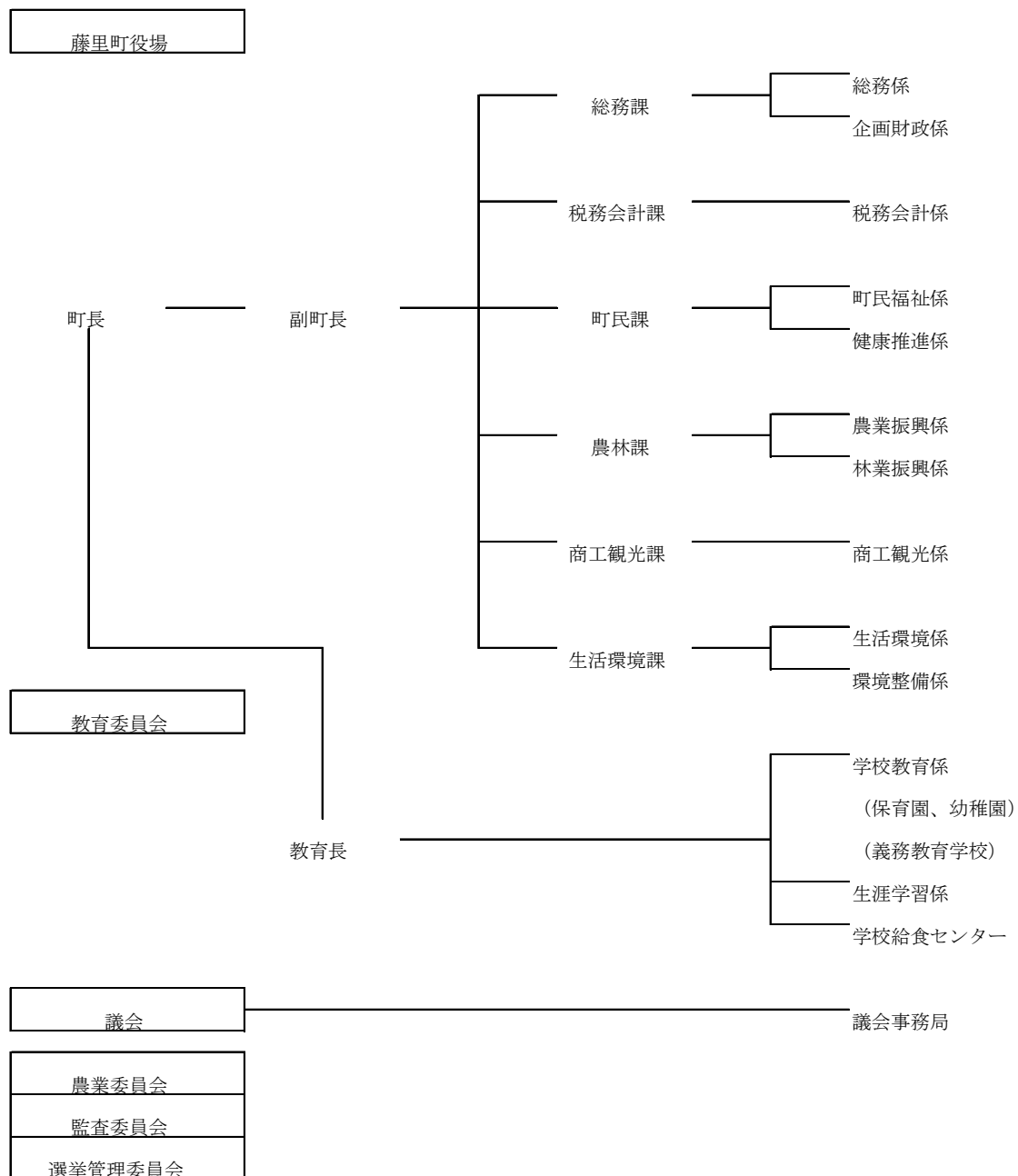
### (3) 行財政の状況

#### ○行政の状況

藤里町は平成 15 年 4 月に単独立町を表明してから 22 年が経過しました。これまでも「持続可能な町・ふじさと」を掲げ、様々な取組を行い町勢の発展と向上に努めてきましたが、さらに人口減少・少子高齢化社会に対応した地域づくりが求められています。

町民の満足度を高めていくために開かれた行政を推進し、常に行政改革に取り組み、きめ細やかな町民サービスの展開と効率的な行政運営を行っていきます。

令和 7 年 4 月 1 日現在の行政組織機構図は、次のとおりです。



次の事務については、一部事務組合を設置し共同で処理しています。

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ○広域消防（能代山本広域）   | ○救急医療（能代山本広域）       |
| ○可燃ごみ処理（能代山本広域） | ○火葬処理（能代市二ツ井地区、藤里町） |
| ○し尿処理施設（能代山本広域） | ○介護認定審査（能代山本広域）     |

#### ○財政の状況

令和２年度の決算における町税は 230,835 千円で、歳入全体の 5.4%にすぎず、地方交付税と地方債で約 60%を占めています。

今後は、国や県の経済、財政の悪化も懸念されますが、国・県等の支出金の有効な活用、

交付税措置率の高い有利な地方債を活用するなど、依存財源に頼りながらも財政構造の転換を図り、地方税、使用料等の収納対策の強化により自主財源の増加を目指し、健全な財政を維持するため、行財政改革に取り組んでいきます。

歳出に占める普通建設事業費は 15.1%で、毎年度の起債額も多額になるため、過去の公共投資が財政を圧迫する要因となっています。令和 2 年度決算において、実質公債費比率が 7.6%、公債費負担比率は 11.5%となっています。

現在、経常経費の節減、補助金・扶助費の時代に対応した見直しを含めた点検や、公共施設等総合管理計画に基づく施設の適正管理に努めておりますが、今後も新たな行政課題や住民ニーズに対応した各種の地域づくり事業を計画的に実施し、効率的な行政組織の確立と安定した財政運営に努める必要があります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

| 区 分               | 平成22年度    | 平成27年度    | 令和2年度     |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳 入 総 額 A         | 3,841,204 | 3,725,967 | 4,239,590 |
| 一 般 財 源           | 2,385,040 | 2,394,605 | 2,355,715 |
| 国 庫 支 出 金         | 534,876   | 214,584   | 846,635   |
| 都 道 府 県 支 出 金     | 169,518   | 263,044   | 180,126   |
| 地 方 債             | 327,155   | 404,140   | 448,122   |
| うち過疎対策事業債         | 9,300     | 211,100   | 369,100   |
| そ の 他             | 424,615   | 449,594   | 408,992   |
| 歳 出 総 額 B         | 3,607,282 | 3,561,517 | 4,096,611 |
| 義 務 的 経 費         | 1,284,668 | 1,130,104 | 1,224,923 |
| 投 資 的 経 費         | 812,410   | 685,872   | 619,920   |
| うち普通建設事業          | 734,859   | 652,551   | 618,126   |
| そ の 他             | 1,486,621 | 1,518,898 | 1,687,900 |
| 過 疎 対 策 事 業 費     | 23,583    | 226,643   | 563,868   |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 233,922   | 164,450   | 142,979   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D     | 117,446   | 21,772    | 18,643    |
| 実質収支 C - D        | 116,476   | 142,678   | 124,336   |
| 財 政 力 指 数         | 0.13      | 0.12      | 0.13      |
| 公 債 費 負 担 比 率     | 15.6      | 11.6      | 11.5      |
| 実 質 公 債 費 比 率     | 14.6      | 9.3       | 7.6       |
| 起 債 制 限 比 率       | -         | -         | -         |
| 経 常 収 支 比 率       | 77.2      | 83.0      | 88.5      |
| 将 来 負 担 比 率       | 111.2     | 41.9      | 32.7      |
| 地 方 債 現 在 高       | 3,195,872 | 3,182,882 | 3,117,190 |

## ○施設整備の水準の現況と動向

公共施設の整備については、これまで過疎対策事業により着実に成果を挙げてきています。市町村道については、改良率で昭和55年度末の5.4%から令和2年度末の67.0%へ、舗装率では33.7%から60.5%へと改善されています。簡易水道等については、令和2年度末で普及率98.6%、水洗化率84.4%と高い加入率にあります。

今後も厳しい財政状況を見極めながら、町民の要望を踏まえつつ、地区内、地区間道路の整備等や生活環境の維持等の計画的な整備に努めます。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                       | 昭和55<br>年度末 | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和2<br>年度末 |
|---------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市 町 村 道                   | 172,217     | 161,956    | 150,766     | 151,169     | 150,958    |
| 改 良 率 (%)                 | 5.4         | 66.6       | 65.6        | 67.0        | 67.0       |
| 舗 装 率 (%)                 | 33.7        | 53.5       | 58.3        | 60.4        | 60.5       |
| 農 道                       |             |            |             |             |            |
| 延 長 (m)                   | —           | —          | —           | —           | —          |
| 耕地1ha当たり農道延長              | 55.6        | 55.6       | 46.0        | —           | —          |
| 林 道                       |             |            |             |             |            |
| 延 長 (m)                   | —           | —          | —           | 50,493      | 59,854     |
| 林野1ha当たり林道延長 (m)          | 2.5         | 4.5        | 8.1         | —           | —          |
| 水 道 普 及 率 (%)             | 67.7        | 76.5       | 88.6        | 92.1        | 98.6       |
| 水 洗 化 率 (%)               | 0.0         | 0.0        | 11.6        | 72.9        | 84.4       |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | 0           | 0          | 0           | 0           | 0          |

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷により地域産業を支える担い手不足など、過疎地域特有の問題を抱えており、これらの問題に対処するために、まちづくりの指針として「藤里町まちづくり計画」を策定し、まちづくりに取り組んできました。

そのため、「藤里町まちづくり計画」を本町の持続的発展の指針として併せて位置づけ、同様に「藤里町まちづくり計画」に掲げる基本構想を、藤里町の持続的発展の基本方針として位置づけ、これに基づき各種施策を進めていきます。

### (基本構想)

『人がつながる・町が活きる』

ビジョン1 安心して暮らせるまちづくり

ビジョン2 豊かさといきがいを感じるまちづくり

- ビジョン3 健やかで明るくやさしいまちづくり
- ビジョン4 教育・文化・こころ豊かな未来を担う人づくり
- ビジョン5 つながる・広がる関係づくり
- ビジョン6 町民と行政が一つになってつくるまちづくり

若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷により地域産業を支える担い手不足の減少など、数多くの課題を抱えている一方、世界自然遺産に登録されている「白神山地」という自然環境に恵まれ、地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めています。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承し、それを魅力ある資源として活かしながら、町民と行政の協働によって、次の世代へと繋ぐまちづくりを進めていく必要があります。

このため、今後の過疎対策についても、藤里町まちづくり計画における将来像及び基本方針を共通の柱とし、「人がつながる・町が活きる」町づくりの実現を目指します。

ここで、過疎計画における基本理念、本町が地域の自立に向けて重点的に取り組むビジョンを示します。

## ●ビジョン1 安心して暮らせるまちづくり

### <プロジェクト1> 道路・交通網

町内外の様々なサービスや観光、町内産業を維持する上で、整備された道路は、人や物の流れをよりスムーズにし、町全体の活力を高める大切な役割を担っています。

安全に通行できる道路を維持するためには、日常的な点検、必要箇所の補修・整備が求められます。山間部、特別豪雪地帯である当町においては、冬期間における通勤通学、日常生活のための除排雪作業も大変重要です。

また、人口減少等の影響で、住民の移動手段として重要な役割を果たしていた路線バスが廃止されたため、デマンドタクシーやライドシェア等、新しい形の交通手段も活用しながら、地域の公共交通を維持していきます。

道路舗装等の改修や路線の再編については、町民の要望や安全面を考慮しつつ、老朽化等に伴う地区内、地区間の町道の整備、「藤里町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの管理・改修等により、利用者にとって最適な移動環境の確保に取り組んでいきます。

### <プロジェクト2> 生活環境・衛生

世界自然遺産「白神山地」の麓に位置する藤里町は、東西に白神山地に源流を持つ二つの河川が流れ、美しい景観を形成しています。また、早い時期から簡易水道、公共下水道等が町内全域に整備されてきました。

環境整備によって町の自然環境を保全することは、大切な財産を後世に引き継ぐことに繋がります。

魅力ある町、住みたい町であるために、暮らしやすい環境を整備することが、人口減少が進む中での大きな方策です。住環境の整備や環境衛生面において具体的な取り組みを展開し、安心して暮らせる環境を提供していきます。

脱炭素社会の構築、新エネルギーの導入に向けた動きが加速する中、近隣自治体の動向等を注視し、今後の社会を見据えた方向性を検討する時期が来ています。

#### ＜プロジェクト3＞ 消防・防災

能代山本広域市町村圏組合による広域的な防災体制と連携し、消防救急車両の整備・更新や防災無線による災害情報の迅速な町全域周知、災害時に対応するための物資・資材の備蓄に努めるとともに、洪水・土砂災害ハザードマップによる自助・共助意識の向上啓発活動など、消防防災体制の充実と強化に努めます。

#### ＜プロジェクト4＞ 情報基盤の整備

情報化社会において、情報通信技術（ICT）の進化は大きな可能性を導きだしてくれました。

技術の急速な進歩とともに、現代の社会生活の中で扱われる情報の量は膨大なものとなっています。増加する情報量に対応した高速通信網や新たなシステム、コンテンツが次々と開発され、産業のみならず、日常生活においてもなくてはならないものへと成長し続けています。

通信事業者等との協働による施設の整備・改修なども含め、様々な場所で、全ての年代の人がデジタルデバイス等を活用でき、充実した町の情報を身近に感じることで、豊かな暮らしを送ることができる環境を整えます。

### ●ビジョン2 豊かさといきがいを感じるまちづくり

#### ＜プロジェクト5＞ 産業の振興

活力あるまちづくりを実現するため、世界自然遺産「白神山地」のネームバリューと豊かな自然や地域資源を活かした産業振興をはかり、町の活性化を図ります。

そのため、主要産業である農林業を中心とした6次産業化を推進しながら、観光産業と連携したサービスの提供や地場産品の商品化・ブランド化・高付加価値化を目指すなど、地勢を活かした産業を支援し、働く場の確保と所得の向上を図り、賑わいのあふれる活力のあるまちを目指します。

### ●ビジョン3 健やかで明るくやさしいまちづくり

#### ＜プロジェクト6＞ 健康・医療・福祉

健康は、私たちの大きな財産です。この財産を守るための健康管理・予防対策は大切な取り組みです。

データヘルス計画に基づいた保健事業の実施と医療体制の充実を図り、町民自らが自分の健康は自分で守る意識を持ち、健康に対する関心をさらに高めていくような環境づ

くりを推進します。

また、人口減少社会への対応の中でも、各種サービスを維持していけるよう、DXの推進にも取り組みます。

## ●ビジョン4 教育・文化・こころ豊かな未来を担う人づくり

### <プロジェクト7> 学校教育

町の将来を担う青少年が健全に育っていくことは住民全ての願いです。

ここに住む子どもたちが、それぞれの環境等によって学びの格差が生じることなく、地域を見つめ、未来のふるさと藤里を担う人間として成長するために、充実した教育環境やそこに携わる人、地域住民の支えが必要となります。

藤里町の恵まれた自然資源、環境を活かした「ふるさと教育」等を推進し、豊かな創造性と、郷土愛に満ちた子どもたちを育成します。

### <プロジェクト8> 生涯学習・文化・スポーツ

町でその生涯を過ごす中で、人と人はいかしの繋がりを保ち、日常の様々な機会を支え合って、共にその地域で暮らしていきます。

各種文化活動やスポーツ活動、自然体験活動等を通じて、住民がいきいきと心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

また、生きがいづくりだけにとどまらず、住民自身による地域課題の解決に向けた学びの場として、年齢・性別等を問わず、様々な立場の人が参加できるよう、各種生涯学習事業を推進します。

## ●ビジョン5 つながる・広がる関係づくり

### <プロジェクト9> 地域づくり

今後も持続可能なまちづくりを推進するためには、日常生活や地域活動など、住民が互いを尊重し支え合い、年齢・性別等を問わず積極的に関わり合いながら、活力のある暮らしを送れることが大切です。

また、町外の人々との関わり・繋がりの中においても、町の魅力を積極的に伝え、また来てみたい、住みたいと思う心を育みます。

人との繋がりを大切に、地域から町全域へと広がるまちづくりを推進します。

### <プロジェクト10> 新たな暮らしの提案

将来的に人口減少を食い止め、町が安定して持続可能な状態を維持するには、移住による人口の増加が不可欠な状況となっています。

藤里町での生活に魅力を感じ、一緒に地域をつくりあげていきたいという人を見つけ、移住してもらうためには「どんな人が」「何を求めて」というターゲットを明確にし、町が新たなライフステージとして選ばれる環境、仕組みづくりが大切になります。

## ●ビジョン6 町民と行政が一つになってつくるまちづくり

### <プロジェクト11> 町民参加によるまちづくり

単独立町を宣言した藤里町は「ともに考え、ともに歩む」ことで、藤里町独自のまちづくりを進めます。そのためには、町民の意見を聴き、ともに分かち合うことが大切です。

様々な分野で町民が自主的・主体的にまちづくりに参加・参画する意識を高め、町民と行政の協働によるまちづくりを推進します。また、町民の自主的活動を促進・支援します。

### <プロジェクト12> 効率的な行財政運営の推進

町民の満足度を高めていくため、町民に開かれた行政を推進し、常に行政改革に取り組み、きめ細やかな町民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

行財政運営は、安定的な自主財源の確保に努めるとともに、国・県補助金の確保や地方債の計画的かつ効率的な運用を推進し、長期的な展望に立った財政運営に努め、また、行政事務の効率化等に際しては、町民にとって価値のあるシステムの運用を目指します。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### ①人口に関する目標

令和7年9月に策定した「第3期まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略」において設定した「目指すべき将来人口」令和22年（2040年）に2,000人、令和32年（2050年）に1,650人を目指すことを持続的発展のための基本目標とします。

| 目 標 | 現状値（令和7年度） | 目標値（令和12年度） |
|-----|------------|-------------|
| 人口  | 2,489人     | 2,400人      |

### ②財政力に関する目標

| 目 標     | 現状値（令和6年度） | 目標値（令和12年度） |
|---------|------------|-------------|
| 経常収支比率  | 90.2%      | 87.5%       |
| 実質公債費比率 | 6.0%       | 5.0%        |

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(5) 地域の持続的発展のための基本目標における①人口に関する目標は「第3期まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略」において「目指すべき将来人口」として設定されております。総合戦略では町長を本部長とする「藤里町持続可能な町づくり戦略本部」が中心となりPDCAサイクルを構築し、毎年度、実施状況の定量的な把握と数値目標の達成状況を踏まえ、施策の効果を定期的に検証しており、その検証結果を本計画の評価とします。また、検証結果を活用し、毎年度ローリング方式により計画の見直しを行います。

## (7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

藤里町公共施設等総合管理計画は、本町の最上位計画である「藤里町まちづくり計画」を下支えする計画であり、「藤里町行政改革大綱」、「まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略」等と連携した公共施設に関わる取組に対しての横断的な指針を示すものです。

藤里町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合します。

下記に藤里町公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。

### ○点検、診断等の実施方針

公共建築物については、構造躯体の老朽化や建築設備の作動不良等による事故を未然に防ぎ、建築物の安全性を確保するため、関係法令で義務付けられた点検をこれまで通り徹底して実施します。また、法令点検以外でも、施設管理者が定期的に経年劣化の状況や性能低下の状況を点検・調査し、施設の状況把握に努めます。点検結果や施設の状況については、施設管理者だけでなく、公共施設マネジメント会議を通じて庁内全係で情報共有します。

インフラ施設については、老朽化の状況は、利用状況や設置された自然環境等により異なることから、各インフラの類型ごとに特性を考慮した上で、国から示される技術基準等に準拠しつつ、定期的な点検・診断を実施してインフラ施設の状態の的確な把握に努めます。

### ○維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等の実施方針

施設を長寿命化するために、施設の機能が損なわれてから対応する「事後保全」でなく、計画的な修繕を行う「予防保全」を基本とし、長寿命化及び今後の修繕等に係る費用の低減を図ります。

なお、修繕・改修等の実施にあたっては、各施設の点検・診断結果等に基づいて策定する個別施設計画により、計画的に実施します。必要に応じてユニバーサルデザインに配慮した施設・設備に改修し、すべての利用者にとってより安全・快適に利用できる公共施設とします。

### ○安全性確保の実施方針

公共施設等の劣化や損傷による事故など、不適切な維持管理は人命にもかかわることから、点検・診断による状況把握で必要な箇所へ応急措置を実施するとともに、安全確保のための修繕を早期に実施します。

また、用途が廃止され今後も利用される見込みがない老朽化施設は、安全を確保するため、解体・撤去を基本とします。

### ○耐震化の実施方針

公共建築物については、法令等により耐震化が必要である建築物に加え、防災拠点に位置付けられている施設など、法令上の位置付けや用途を勘案して、未対応施設について順次実施します。

インフラ施設については、日常生活の基盤であるとともに、災害時の救援・支援活動や物資輸送活動を支えます。インフラの類型ごとの機能や特性に合わせて、必要な耐震対策を図ります。

### ○長寿命化の実施方針

現行の平均的な施設の更新周期を延長させ、施設の特性に応じた物理的な耐用年数の目標を設けて長寿命化に取り組み、予防保全によりライフサイクルコスト（ＬＣＣ）を削減します。

長寿命化すれば改修投資の時期を遅らせ、費用負担の平準化を図ることができるものの、長寿命化の過程における修繕・改修経費が多額となり、経費に比して長寿命化の効果は小さく、反対にＬＣＣが増加してしまう場合もあります。よって、ＬＣＣ削減の考え方にに基づき、長寿命化するか建替えを行うかなどの合理的な判断が必要です。

なお、最もＬＣＣ削減につながる予防保全・更新のタイミングや、その際に採用する工法など、施設類型ごとの機能や特性に合わせて最適な対策時期と方法を決定していきます。

### ○統合・廃止の実施方針

統合・廃止といった公共施設等の再編や最適な配置を実施する場合には、まちづくりの視点をもって、地域や地区の特性と町の財政負担のバランスを総合的に考慮して進めます。

また、使用中止とした公共施設等について、売却や貸し付けなどが見込めない場合は、老朽化により安全面や治安面で周囲に悪影響を与えないよう解体・撤去を基本とします。

公共建築物については、施設整備（新規整備、更新）事業を実施する場合は、複合化、集約化、統合を検討し、原則として施設の総量が削減できる方針をとることとします。

なお、人口動態や社会情勢などを勘案したうえで、行政サービスのあり方や政策的な必要性、運営コスト等を考慮し、施設の存続や廃止を検討します。

また、公共施設等の除却や施設の集約化・複合化の際は、当面の間活用できる地方財政措置（地方債措置）を有効に組み合わせて資金調達を図ります。

インフラ施設について、公営企業・公営事業については独立採算を原則としており、人口の推移や需要の変化に加えて、事業全般における経営的視点からの多面的なマネジメントが必要です。策定済みの各計画との整合性を図りながら推進し、適正で持続可能な総量を検討していきます。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

若者の町外流出抑制を図るとともに、関係人口の創出及び移住者の増加を図ります。出身者を中心に、交流を深め、Uターンの促進に取り組むとともに、田舎暮らしを希望する首都圏等の若者・家族に届くような発信に取り組み、藤里ファンをつくり、人の交流を深めることでIターンに繋げていきます。

さらに、個人のふるさと納税や企業版ふるさと納税への寄付を通した藤里を応援したい人を増やし、そこから「いつか訪れたい」、「また訪れたい」、「住んでみたい」となるよう、「交流から移住へ」と繋げていきます。

移住したくなるまちになるために、藤里町の良さを生かしながら、町をリノベーションしていく取り組みを多くの町民が関わる中で進めます。また、空き家の再生と空き家バンク制度の充実に取り組むとともに、若い世代向けの住環境の整備に努め定住促進に繋がります。

また、観光からお試し移住までを繋ぐワーケーション等に取り組み、藤里町の豊かな自然の中で場所を変えながら、仕事・自分・家族と向き合う場を創出し、観光・ブレッジャー・ワーケーション・お試し移住・移住まで段階的に体験できる環境を整えるなど、移住までのハードルを下げる取り組みを行います。

### (1) 現況と問題点

#### ①移住・定住

本町の人口は加速度を増しながら減少を続けています。平成2年に5,291人だった人口が、令和2年には2,896人となっており、30年の間に約5割に減少しています。住民基本台帳では令和7年4月には2,713人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年には平成2年の約2割程度の1,064人にまで減少する予想となっています。

人口減少の要因としては、自然減と社会減の2つの側面があり、自然減については、死亡数は年間で80人前後と漸増傾向にあり、出生数が漸減していることから自然減が大きくなる傾向となっており、令和4年には69人の自然減となっています。合計特殊出生率も減少傾向にあり、近年は1人台前半になっています（令和3年において1.05）。社会減については、転出が転入を上回っていることから社会減は続いている状況となっており令和4年には11人の社会減となっているものの、社会増減については景気動向にも影響を受けるため、年によって大きく変動しています。転出の大半は婚姻や就学・就職に伴う若年層の人口流出が社会減に影響を及ぼしていると推測され、移住施策はもとより若年層の転出抑制対策が重要となっています。

一方で、近年、頻発する大規模な自然災害や全国的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症による安心安全に対する意識の高まり、情報通信技術の急速な発展、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住への関心が高まっています。

これまでも、人口減少対策の一環として、若者や子育て世代に向けた移住定住支援事業や子育て支援事業を行ってきましたが、引き続きニーズに即した事業の取組や制度の見直しなどを行い長期視点に立った取組の推進が必要です。

## ②地域間交流

本町は、世界自然遺産白神山地をはじめとする雄大な自然のほか、史跡、温泉、民俗芸能など豊富な資源に恵まれています。これまで行ってきた都市農村交流を軸に観光・農業・交流移住など関連分野の連携により、都市住民と農村との交流を活発化させ集落の活性化を図るほか、新たな知見を取り込み、地域資源を活用したエコ・グリーンツーリズム等の更なる促進を図る必要があります。

また、ワーケーションや二拠点居住といった需要に対応できるよう体制を整える必要があります。

## ③人材育成

少子高齢化が進む中、本町の高齢化率は年々上昇し、令和7年4月1日現在で51.6%となっています。

また、各集落では地域行事や課題解決に取り組む担い手の不足が問題となっており、担い手となりうる人材の育成及び確保が喫緊の課題となっています。さらに農業については、担い手の高齢化と後継者不在により就農者が減少し耕作放棄地が増加しているほか、商工業においても後継者不在の状況が続き廃業等が増えてきています。

このように様々な分野での担い手・後継者不足の課題に対応するため、多様な人材が定着し活躍できるよう、担い手の経営体質の強化や育成・発展などを図るとともに、新規就業者の確保・育成や地域の担い手の育成、働きやすい環境づくりや多様な人材の受入など、快適で安心安全に暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

また、条件不利地域においても、将来の地域社会を担う子どもたちが、等しく教育を受ける機会を確保できるよう、ICTの活用や遠隔授業・遠隔交流を推進するとともに、地元への誇りと愛着を育む取組を進める必要があります。

## (2) その対策

### ①移住・定住

人口流出を防ぎ、若い世代やU I ターン希望者の本町への移住・定住を促進するため、住宅対策、通勤・通学対策、医療福祉対策、子育て環境の整備、起業・就業支援及び結婚支援など、定住促進に関する環境づくりを総合的に推進していきます。

また、情報発信機能の充実・強化を図り、積極的に移住・定住促進事業の取組を周知していきます。

## ②地域間交流

世界自然遺産を活かした滞在・体験型の交流体験メニュー及び旅行商品の新規開発に取り組み、地元資源を活用した交流促進に努めます。また、地域の情報発信の強化、地域のイベントや交流事業の充実、ワーケーションなど、地域間交流の環境整備に努め関係人口の増加に努めます。

教育環境においても県外他地域との交流を通して地元を振り返る機会とし、地元愛の

醸成を図るとともに他地域との交流機会の創出を図ります。

### ③人材育成

人材の育成強化や人材の交流、外部人材の積極的な活用といった取り組みにより人材の確保を行っていきます。

外部人材の活用の面では、現在活用している地域おこし協力隊のほか、集落支援員などの制度の活用も検討していきます。

また、農業次世代人材投資事業などの助成事業等を行い、新規就農者の確保、育成に取り組めます。さらに将来の担い手を育成するため、藤里町の先人の暮らしの知恵や郷土の歴史、文化を知る機会や体験を後世に受け継ぐ取組を推進し、藤里町への愛着や誇りを醸成する取組を進めます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                  | 事業主体 | 備考  |
|-----------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1) 移住・定住         | 定住化促進住宅整備事業                                                                                                                                                           | 町    | 補助金 |
|                       | (2) 地域間交流         |                                                                                                                                                                       |      |     |
|                       | (3) 人材育成          |                                                                                                                                                                       |      |     |
|                       | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 移住定住支援事業<br>①事業の必要性<br>若い世代及び移住者の住宅を確保し、人口流出の抑制と定住人口の増加を図るため。<br><br>②事業内容<br>住宅の新築、購入及び空き家バンクに登録されている家屋の改修・取得に要した費用の一部を助成する。<br><br>③事業効果<br>若い世代の町外への流出を抑制するとともに本町へ | 町    |     |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容                                                                        | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           | (5)その他   | <p>の移住を決める動機付けとなり、定住化人口の増加が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |      |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

### 3. 産業の振興

世界自然遺産「白神山地」というブランドの持つ強みを活かし、商工業事業者の再活性化が必要です。脆弱化した生産体制の強化や、複合経営の推進による所得向上を図り、若年者が農・林業を職業として選択し、安心して作業に従事できるような魅力ある農林業の確立を目指します。

世界自然遺産の麓らしい森林資源の保全と理解促進に取り組み、林業基盤の整備や経営の改善による林家の安定した就労の場と所得向上に努めます。

日本に数少ない希少かつ豊かな自然が育む生産物、加工品が本町の地場産業品の強みとなっています。農商工観福連携による新たな地場製品の開発や、地場製品の品質の確保、選ばれる商品となるため「白神山地ふじさと」ブランディングに取り組み、地域で持続可能な「しごとづくり」を目指します。

町の中心部の商店街の振興並びに存続を図り、地元住民が利用しやすい生活環境を整備するとともに、地域波及効果を意識した体験と物語を意識した特産品の開発及び販売により観光客からの収益拡大を目指します。

既存の観光資源のみならず、広く地域の産業・文化・風土等独特の素材を活かした滞在型体験型メニューの充実、従来の通過型観光地からの脱却を図り、滞在型観光地としての地位確立を目指します。加えてツーリズム事業の着地型商品の企画販売力を高めることで、好不況の波に影響されにくい観光地を整えます。

また、産業の振興を図るために、秋田県や秋田白神ガイド協会、並びにあきた白神ツーリズムや青森・秋田の県域を跨ぐ環白神エコツーリズム推進協議会などの白神山地関連機関等と連携していきます。

## (1) 現況と問題点

### ①農林水産業の振興

#### ○農業

稲作に偏らない複合経営を推進してきましたが、農業就業人口の減少や高齢化の進行に加え、資材費の高騰や経済情勢により複合経営が思うように進んでいません。

基幹産業である農業の振興が必要ですが、山間部では遊休農地が増加し、生産体制が脆弱化しています。地縁による利用権設定が多い背景や、高齢化、担い手不足による離農が進行してきた結果、本町の農地は、同地区内での分散・錯綜が多く見られます。農地が分散錯圃されると水管理や除草作業が非効率的な状況となり、一体的な農地管理に支障が出てくることが考えられます。

主食用米生産編重からの脱却と耕作放棄地発生防止を図るため、産地交付金を活用しながら藤里町農業再生協議会が設定する地域振興作物の生産拡大を図り、町単独事業として農用地活用適正化助成事業を実施し、転作の本作化を進めながら、経営規模の拡大誘導と農用地保全の負担軽減を図ってきました。主食用米については需要に応じた生産を基本として生産者・消費者の需要動向を踏まえつつ、主食用米生産編重からの脱却を図ることが最重要課題となっています。

#### ○林業

本町の林野面積は、秋田県林業統計によると 25,259ha で、その内訳は国有林が 18,236ha (72.2%)、公有林 3,171ha (12.6%)、私有林 3,852ha (15.2%) です。民有林 7,023ha のうち、スギを主体にした人工林面積は 4,509ha あり、人工林率が 64% で、秋田県の平均である 57% より高くなっています。

また、林家戸数 (1ha 以上) は 201 戸で、林業就業人口は国有林を含めて、昭和 60 年 228 人、平成 7 年 126 人、平成 12 年 82 人、平成 20 年 64 人、平成 26 年 43 人、令和元年 35 人と減少傾向にありましたが、令和 5 年は 39 人となりました。しかし、森林事業所の廃止や林家の後継者不足により今後の山の保全が懸念されています。

#### ○水産業

本町の水産業は、粕毛川、藤琴川に棲息するアユ、ヤマメ、イワナなどの溪流釣りによる遊漁レクリエーションを主としています。

内水面漁業では、遊魚観光誘客のための稚魚の放流を行っており、アユ漁と観光を結び付けようとしています。

### ②地場産業の振興

当町には、豊かな地域資源を活用した羊肉、ミネラルウォーター、ねぎ、りんどうなどの特産品があります。立地条件などにより民間企業の参入が難しいため、第三セクター等

を設立し、雇用の場の確保と地域資源を活用した商品開発を行うと共にブランディングを図り、地場産業の振興に努めてきました。

しかしながら、現状では施設の老朽化に伴い、生産に影響を及ぼすことが増えてきました。安定的な供給が確保されず、また若者の町外流出による担い手の減少やエネルギー価格や資材の高騰等も重なり、非常に厳しい状況に直面しています。また、民間事業者では、このことに加え、経営者の高齢化と後継者の不在などが深刻な問題となっています。

当町では、町内での就業者が少なく、町内での起業や創業が望まれます。狭小な地場で産業を起こすのは極めて厳しい環境にありますが、起業・創業がしやすい環境整備を促進しながら町の活性化を図る必要があります。

### ③企業の誘致対策

若者の流出を防ぐためにも町内、通勤可能な近隣市町に雇用の場を確保することは重要であります。

本町における企業誘致の取組は、進出企業に対する税の減免措置や空き土地・施設の情報提供及び町有土地や施設の積極的な貸付等を行ってきました。しかし、狭隘な土地が多く広い平地が確保しにくいことや雇用人材の不足等のため誘致実績は少数です。

コロナ禍がもたらした新たな働き方は、「世界自然遺産白神山地」の価値を深め、企業のサテライトオフィスやワーケーションなどにつながる可能性が多いにあります。人と自然とが共生する環境に共感し、環境に配慮する企業等の誘致に新たな活路を求めています。

### ④起業の促進

藤里町の小規模事業所は、平成17年に128事業所あったものが、直近では104事業所と減少しています。老朽化した設備等の更新が見込めないほか、人口減少と共に経営者の高齢化や後継者の不在など、経営上の課題を抱えています。また、事業承継の面では、店舗兼住宅が多いこともあり、第三者への承継が難しい状況です。

地域経済の活性化や雇用の受け皿の確保、地域の持続的な発展には、はたらく場づくりは重要な課題です。事業承継をはじめとする起業支援、そして起業後も寄り添った支援が必要となっています。

### ⑤商工業の振興

町の中心部の商店街は、個人経営による小売店舗がほとんどであり、経営者の高齢化が進み後継者がいない状況です。町内店舗の減少、商店の販売商品の品揃えが少なくなっていく一方で、近隣の能代市や北秋田市、大館市のスーパーマーケットやドラッグストアなどの大規模小売店舗の出店やコンビニエンスストアの出店拡大により、町外への購買力の流出が続き、町内小売店舗の経営は一層厳しいものとなっています。若手経営者による商品開発に取り組む商店があるものの、後継者不足などにより廃業する店舗が増えてきています。

ネット通販の普及により都会と変わらない物品を購入できる状況にあるものの、本質的には、地元の商店の売上げ減少が商品の品揃えに制約をもたらし、このことが地域内での購入意欲を一層低下させています。経営の合理化や人材育成、空き店舗対策、事業承継対策などが課題となっています。

食料品が購入できるスーパーマーケットが町中心部に1件のみとなり、これ以上の経済的停滞を阻止するために、バイパス化により世界遺産センター藤里館へと通過する観光客の町中心部への誘導も必要となります。

また、これまで商店街の活性化に取り組んできた団体が、令和5年に解散となり商店街の活性化策とともに、活動拠点としてきた「商店街コミュニティハウス」の今後の活用が課題となっています。あわせて、商店街コミュニティハウスの整備と併せて整備した街路灯についても、整備から30年以上が経過し、腐食・劣化が進み、歩行者等の安全が懸念されるため、更新または撤去等の検討が必要です。

国際的な原材料価格の上昇やエネルギー価格の上昇に加え、賃金の上昇など、商工業の状況は一段と厳しさを増していることから、継続かつ積極的な商工業振興策を講じていく必要があります。

## ⑥観光又はレクリエーション

本町は、世界自然遺産白神山地をはじめとする希少な自然遺産のほか、史跡、温泉、民俗芸能など豊富な資源に恵まれています。滞在時間の短い通過型の観光客の割合が大きい現状です。着地型滞在観光を確立するためには、民泊型・体験型などの旅行者が求める多様な形態への対応が求められます。

また、奥山は崩れやすい地質のため、豪雨などにより度々アクセス道が不通となるため、里山での歴史風土を感じられるプログラムの提供とともに、奥山に行かずとも森を感じられる体験を提供できる体制が必要です。

着地型観光につながる取組を活性化させていくため、令和5年度に設立となった（一社）白神山地ふじさと観光協会や秋田白神ガイド協会、藤里町ツーリズム協議会、地域団体等と一体となった取り組みの推進と組織強化が求められます。

さらに、ターゲットを明確にした誘客プロモーション活動を展開するほか、インバウンドへの対応や歴史・文化資源などの魅力ある地域資源を活用した、体験型・通年型・着地型の観光推進を図るほか、観光推進による経済効果が町全体に広く波及するよう、町内の事業者や地域住民との連携を図り、町全体の活性化に繋げる必要があります。

加えて、遺産登録から30年が経過し、その当時に着地型観光の拠点として整備した健康保養基地や観光案内所兼物産販売所（通称「森のえき」）、登山者や散策者のためのトイレ等も老朽化が進んでいるため、景観上や安全面などから修繕や改修の必要があります。また、来訪者が求めるものが変化しており、インバウンド対応を含め新たな時代に対応したサービスの提供が必要となっています。

観光産業に従事する従業員の不足は長らく課題となっています。特に季節的繁忙期に応じて働く場所を変える人材や海外の優秀な人材によるサービス提供も検討が必要です。

その呼び込み、定着には住環境の整備検討も必要となっています。

#### ○素波里園地

県と市町村との未来づくり協働プログラムにより、素波里園地の再整備が行われ、令和2年度には県による自然公園センターのワーケーション施設も整備されています。

森林基幹道米代線が全線開通になり、これまで点的に案内してきた観光スポットを観光ルートとして案内できるようになりましたが、冬期間は園地にアクセスできないという課題があります。

#### ○町営スキー場

昭和53年度に町民の冬季スポーツの振興と健全なレクリエーションの場として整備され、昭和63年にはペアリフトを設置して能代市山本郡内で、唯一ペアリフトのあるスキー場として多くのスキーヤーに親しまれてきました。

しかしながら近年は、スキー人口の減少や、気候変動による降雪量の減少に加え、令和5年の豪雨による斜面崩落も発生し、劇的な経営状況の改善が見込めないことから、令和7年にスキー場事業は廃止となることが決定されました。今後、インバウンドやファミリー層等と呼び込むための年間を通じたフィールド活用や新たな冬季アクティビティの検討が必要です。

#### ○環境教育の場

平成5年の白神山地世界自然遺産登録以来、当町にある世界遺産センター（藤里館）を拠点に環境教育の拠点となるべく整備とプログラムを進めてきました。

今後、大きな方向性となるネイチャーポジティブを進め、自然と共生を知る場として重要度が増すとともに、SDGsやESGなど、これからの社会が目指す目標を学び、そして森好きが育つ場所とすべく、フィールドの整備やインタープリターなどの人材育成が必要です。

令和6年度より町有地にあるブナ林を活用し、藤里学園との連携によるモニタリングプロジェクトを開始しました。奥山だけでなく里山にあるブナの2次林を活用し、地元住民の学びだけでなく、広く社会貢献や生態系保全を嗜好する企業との学びを深めるプログラム造成とPRも必要となっています。

#### ○白神山地を取り巻く関係市町村等との連携

令和元年度に設立された、あきた白神ツーリズム（DMO）を軸とした、インバウンドをターゲットとした広域展開は、これまで以上にスピード感とマーケティングを意識した事業展開を目指しています。令和3年に新たに世界文化遺産登録された北海道・北東北の縄文遺跡群（伊勢堂岱）との連携など、複合遺産級のプロモーションも可能な機会が到来しています。

秋田県の能代市、八峰町、大館市、北秋田市、藤里町の5市町と青森県の西目屋村をは

じめとする 4 市町村の 9 自治体で構成する環白神エコツーリズム推進協議会は、令和元年度より事務局を当町に固定し、秋田県・青森県の枠組みを超えて、一つの白神を体現すべく事業を進めています。エコツーリズムの推進のみならず、全国的なSDGsの学びの場としての白神山地を目指し、「白神検定」などの文化的側面も網羅したエコツーリズムの推進を行っています。

また、令和 5 年に発足した屋久島を始めとする 5 つの世界自然遺産地域の基礎自治体と連携した「世界自然遺産 5 地域会議」では、保全と共生の道を目指しています。

このほか、令和 6 年度より藤里学園と連携しブナ林モニタリング調査を始めています。地元の子供たちの環境教育と白神山地への愛着・誇りの醸成を図っているほか、生態系保全の先進地を目指した取組を進め、環境保全への理解を深める意欲のある企業との連携を検討しています。

## ⑦産業の振興

藤里町は消費地までの距離の遠さや雪が多いことなど、条件が不利な面が多く、地域間競争に弱みがあります。世界自然遺産「白神山地」ブランドは、優れた自然環境を十分に生かし産業創出において強みとなるものであり、ブランド力を生かした町内企業、町外企業が新規事業にトライできるよう呼び込みが必要となっています。

## (2) その対策

### ①農林水産業の振興

#### ○農業

農業生産基盤の整備及び農地の集積・集約を進め、地域の特性を活かした付加価値の高い農業を推進するとともに、担い手の育成・確保、農地の有効利用、農業用施設の保全に努めます。加えて、農業者による複合経営の取組や地域ぐるみの農村環境整備など、農家・農村活動に対し幅広く支援し、脆弱化した生産体制の強化や、複合経営の推進による所得向上を図り、若年者が農業を職業として選択し、安心して作業に従事できるような魅力ある農業の確立を目指します。

また、農商工観連携により、地場製品の加工・商品化への支援やブランド化及び販路拡大を推進し、雇用促進と所得向上を図ります。

複合経営推進助成の内容を見直し、意欲をもって農業に取り組む担い手の育成、確保及び農地の保全管理の継続を図っていきます。

(参考) 町振興作物      山ウド、アスパラガス、ネギ、キャベツ、小ナス、山菜類、  
りんどう  
土地利用型作物    大豆、ソバ

#### ○林業

適期保育作業（下刈、除伐、枝打、間伐）の励行に努め、水源のかん養、山地災害の防

止、二酸化炭素の吸収など森林が持つ多面的な機能の継続的発揮を促すと共に、地場産材の生産・供給を推進し、森林を適正に管理できるよう、林道・作業道などの整備や森林境界の明確化に取り組むほか、高性能林業機械の導入支援を行い、林業生産の効率化による安定した林業経営の確立に努めます。

清水岱地区里山林に整備した炭焼き体験施設を活用し、観光と林業体験を連携させた自然環境保護、森林環境教育を実施するとともに、気軽に木にふれられる場・機会の創出を図り、木に親しめるまちづくりを進めます。

木の駅事業の展開により、森林を良好な状態に整備し、間伐等で林内に放置された未利用材を有効活用することで、林業への就業促進と林家の所得向上を図ります。

#### ○水産業

アユの棲息のために、県や漁業組合と一体となって放流事業の継続に努め、渓流釣りなどの遊漁レクリエーションに取り組み、観光と結びつけた水産業の拡大を図ります。

### ②地場産業の振興

内発型の起業を進め、起業に対する優遇制度の充実を図るなど、人材育成や企業の積極的な事業活動を支援し、町内雇用の増大と定住促進に努めます。加えて、白神山地のネームバリューを活用した商品の開発や販路の拡大を進め、エリアのブランディングを図り「白神ブランド化」による収益の拡大、町民所得の向上、雇用の場の確保に繋がります。

### ③企業の誘致対策

引き続き、工場誘致等奨励金の充実や未利用地・施設の情報提供及び立地企業のニーズに対応した柔軟な相談・支援に取り組み、企業が進出しやすい環境整備に努めるとともに、「世界自然遺産白神山地」を有する町としての特徴を生かした、誘致のメリットなどを企業に対し発信していきます。

なお、大規模企業の誘致に対しての雇用人材の確保は難しいと考えられることから、小・中規模の企業の誘致及び本社機能の一部機能移転等の誘致にも取り組んでいきます。

また、新たな生活様式に対応した、企業のテレワークの取組が増加していることから、サテライトオフィスやワーケーションに対応した環境整備や活用促進を行い、関係人口の創出にも取り組んでいきます。

### ④起業の促進

国・県・商工会等と連携した、起業に必要な知識等の習得支援、起業時の相談支援と助成支援、起業後の相談等サポートできる仕組みの整備及び支援制度の拡充に取り組めます。

また、事業承継による起業等も商工会をはじめ、関係する組織等と連携し、承継計画の策定支援や事業開始後も伴走支援を行うなど、自走に向けた支援に取り組めます。

加えて、地域おこし協力隊や起業意欲のある首都圏等の人材の受け入れも促進し、地

域コミュニティとの関係構築など、助成金だけではない様々な人的サポートの充実を図ると共に、町内女性や若者の地域課題の解決に寄与する新たな事業の立ち上げを支援し、起業への意欲の醸成に繋がります。

#### ⑤商工業の振興

商店等の魅力向上や空き店舗等の活用を図り、商店街の活性化に資する事業を進めることで、町内における消費拡大を促進すると共に、商工業者の事業継続等に資する取り組みを検討します。あわせて商店街コミュニティハウスの有効活用の検討を行うと共に、機能の転用のほか、一定の役割を終えたと判断した場合は廃止を含めて検討します。これに加えて、商店街コミュニティハウスと併せて商店街通りに整備した街路灯についても腐食・劣化が進んでいるため、更新または撤去等を検討し、歩行者等の安全を確保します。

また、商工会が担う各種事業への助成や、「白神山地」の名称を使用する商品や製品の開発や販路の拡大を支援し、町民のみならず、観光入れ込み者の町内商店での消費喚起を図り、町商工業の活性化を目指します。

#### ⑥観光又はレクリエーション

本町の最大の課題である滞在型観光の実現を図るため、岳岱自然観察教育林に加えた散策コースとして、田苗代湿原コースの周遊化や、平成 25 年の自然災害で被害を受けた太良峡コースの再創造を検討します。このほか、横倉コースや白神山地方向を眺望できる高山コース、冬期の奥山への道路閉鎖の影響を受けないコースの検討など、里山の地域資源を活用した観光振興に取り組みます。

また、地域住民等が継続的に行う地域資源を活用した来訪者の増加に繋がる活性化策に対し支援を行い、地域と一体となった持続ある観光振興に取り組みます。

さらに、景勝地や祭事といった従来の観光資源のほか、農林業体験を中心とした地域の文化・風土・暮らしを活用した交流型・体験型観光プログラムの構築や宿泊施設の質の向上も必要であるため、既存の観光資源及び農村環境を活かした観光プログラムとあわせて、戦略的なセールス活動と情報発信ができる人材活用も視野に入れた体制の構築も目指します。

このほか、エリアブランディングを進めて、フィールドの総合的なブランドアップを図り、本町の魅力を最大限に引き出した「白神山地ふじさとブランド」の確立と浸透を目指します。

一方ハード面においては、滞在型観光の拠点として整備した健康保養基地（健康保養館・サンワーク藤里の健康保養館群）は、建設されてから 30 年以上が経ち、施設の老朽化が進んでおり、また、現在の社会要請に合わせた新たなサービスも求められていることから、施設機能の充実とともに引き続き着地型観光拠点の役割を果たすため、施設の長寿命化を図ります。また、健康保養基地と同じエリアにある農村環境改善センター（温浴施設あり）も老朽化が進んでいます。利用状況等を考慮しながら、役割を終えたと判断した際は廃止も視野に検討しますが、源泉としての貴重な資源でもあることから、この活用方

法についても検討していきます。

なお、観光案内の拠点である観光案内所兼物産販売所（通称「森のえき」）は、観光案内と共に特産品や体験商品の販売の充実を進めており、増加するインバウンドの受け口とするなど、多様な来訪者のニーズに対応できるように、施設機能の拡張・充実に取り組みます。

#### ○素波里園地

園地の滞在時間を増やすためにも、食の提供を検討します。また、体験プログラムの造成等に取り組むとともに、冬期間閉鎖の課題に対して対応策を検討します。

#### ○町営スキー場

近年のスキー人口の減少と気候変動による降雪量の減少、加えて、斜面の崩落により、スキー場の運営に大きな影響が出ており、劇的な経営状況の改善が見込めないことから令和7年にスキー場事業は廃止となることが決定されました。今後、スキー場以外の冬期観光の体験の場や年間を通じた活用場の創出を検討します。

#### ○環境教育の場

世界遺産センター（藤里館）を拠点に、引き続き、環境教育の拠点となるべく整備とプログラムを進めます。

自然と共生を知る場として、また、森好きが育つ場所として、フィールドの整備やインタープリターなどの人材育成に取り組みます。

#### ○白神山地を取り巻く関係市町村等との連携

あきた白神ツーリズム（DMO）を軸とした、インバウンドをターゲットとした誘客推進のほか、環白神エコツーリズム推進協議会では秋田青森に分かれる世界自然遺産を一つにまとめ、旅行者が求める広域的イメージ戦略の策定と実行、白神山地の保全と利活用など、構成市町村との協議並びに国県関係機関と調整し、具体化に向け取り組んでいきます。

このほか、令和5年に発足した「世界自然遺産5地域会議」の基礎自治体と連携して保全と共生の道を目指します。

また、地元の子供たちの環境教育と白神山地への愛着や誇りの醸成を図るための取り組みや、生態系保全の先進地を目指した取り組みを進めると共に、環境保全への理解を深める意欲のある企業との連携を検討します。

### ⑦産業の振興

過疎地域内の産業の振興を図るため、一定の事業用資産を取得又は制作若しくは建設した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等について、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、固定資産税を免除することで、新たな

産業立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高めていきます。

併せて、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業、情報サービス業等の町内の中小企業が受けた融資に係る利子について、自己負担となる利子を助成し、事業経営の安定化を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）                                       | 事業内容                                    | 事業主体 | 備考  |
|-----------|------------------------------------------------|-----------------------------------------|------|-----|
| 2 産業の振興   | (1)基盤整備<br>農業                                  | 矢坂地区ほ場整備事業<br>（農地中間管理機構整備事業（矢坂上野））      | 県    | 負担金 |
|           | 林業<br>水産業                                      |                                         |      |     |
|           | (2)漁港施設                                        |                                         |      |     |
|           | (3)経営近代化施設<br>農業<br>林業<br>水産業                  | 大野岱放牧場草地更新事業                            | 町    |     |
|           | (4)地場産業の振興<br>技能修得施設<br>試験研究施設<br>生産施設<br>加工施設 | 藤里町農畜産物処理加工センター改修事業<br>・空調設備改修<br>・外壁改修 | 町    |     |
|           | 流通販売施設                                         |                                         |      |     |
|           | (5)企業誘致                                        |                                         |      |     |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）           | 事業内容                                                                                                                        | 事業主体 | 備考  |
|-----------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
|           | (6) 起業の促進          |                                                                                                                             |      |     |
|           | (7) 商工業            | 藤里町商店街コミュニティハウス改修事業                                                                                                         | 町    |     |
|           |                    | 藤里町商店街街路灯再整備事業                                                                                                              | 町    |     |
|           | (8) 情報通信産業         |                                                                                                                             |      |     |
|           | (9) 観光又はレクリエーション   | 冬季アクティビティ創出・整備事業                                                                                                            | 町    |     |
|           |                    | 藤里町健康保養館群リニューアル事業<br>・健康保養館屋上改良事業<br>・温浴施設建て替え工事<br>・温水プール長寿命化事業                                                            | 町    |     |
|           |                    | 藤里町観光案内所兼物販販売所（森のえき）機能拡張事業                                                                                                  | 町    |     |
|           |                    | 白神山水水くみ場整備事業                                                                                                                | 町    |     |
|           |                    | スキー場施設解体事業                                                                                                                  | 町    |     |
|           | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 農用地活用適正化助成事業<br>①事業の必要性<br>水稻・畑作栽培の経営面積拡大を誘導し、耕作放棄地発生防止、生産拡大を図ってきた。主食用米については、需給に応じた生産を基本として、生産者・消費者需給動向を踏まえつつ、主食用米生産偏重からの脱却 | 町    | 補助金 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 事業主体 | 備考  |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
|           |          | <p>が最重要課題となっている。</p> <p>②事業内容<br/>需給に応じた生産を基本とし、これからの流通市場の動向をつかまえながら、経営規模の拡大を誘導しつつ、米価が著しく下がった場合、主食用米から飼料用米への転換を推進するため、価格差を圧縮する助成金を交付する。</p> <p>③事業効果<br/>農業者の経営面積の拡大及び農用地が適正に活用され、地域農業の維持発展が図られる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>特産品開発研究関係事業</p> <p>①事業の必要性<br/>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容<br/>町の特産品等新商品の開発・研究に要する費用の一部を助成する。</p> | 町    | 補助金 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 事業主体 | 備考  |
|-----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
|           |          | <p>③事業効果</p> <p>特産品等の開発により、産業や雇用の維持・創出が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>町の魅力を伝える活動費用助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>白神山地のネームバリューを活用した販路拡大を進めるため、物販等のPR活動に要する費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果</p> <p>「白神ブランド化」による収益の拡大、町民所得の向上、雇用の場の確保・維持に繋がる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | 助成金 |
|           |          | <p>藤里町チャレンジ助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来に</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 町    | 助成金 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 事業主体                                               | 備考  |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----|
|           |          | <p>わたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容<br/>町内において創業する者に対して、創業等にかかる初期投資等の一部を補助する。</p> <p>③事業効果<br/>町内での創業等により、産業や雇用の維持・創出が図られる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>観光拠点地域協働化事業</p> <p>①事業の必要性<br/>地域の主要な観光施設と地域住民等がまちづくりの一員であることを共有認識し連携して行う地域の魅力発信と集落の活性化を図るため、地域住民・地域団体・関連団体が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。</p> <p>②事業内容<br/>地域住民・地域団体・関連団体等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を助成する。</p> | （一社）白<br>神山地ふじ<br>さと観光協<br>会・中通地<br>区活動推進<br>協議会・町 | 助成金 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>③事業の効果</p> <p>地域の主要な観光施設を取り巻く豊かな地域資源の魅力が広く周知され、地域内外から継続的に交流人口の増加が図られると共に、共助意識の醸成を図り、地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>藤里町中小企業創業資金融資保証事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>町内での創業者に対して、設備資金や運転資金の円滑な調達を支援する。</p> <p>③事業効果</p> <p>支援により、事業の継続・維持が図られるとともに、産業や雇用の維持・創出につながる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                | 事業主体 | 備考  |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
|           |          | <p>ツーリズム関連事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>町の農家民宿等の事業者が行う施設改修や必要な備品等に要する費用の一部を助成する。</p> <p>③事業効果</p> <p>農泊等への新規参入者の増加に繋がり、施設の町外利用者の増加による観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    |     |
|           |          | <p>観光用施設整備事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>町内において、観光体験施設を整備する者に対して、資材費、工事費及び運営</p>                                                                                                                              | 町    | 補助金 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                              | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           | (11)その他  | <p>費の一部を補助する。</p> <p>③事業効果</p> <p>観光体験施設の整備により、町外訪問者の増加による観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |      |    |

#### （４）産業振興促進事項

##### ①産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業 種                                                                                                             | 計画期間                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 藤里町全域    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業</li> <li>・ 情報サービス業等</li> <li>・ 農林水産物等販売業</li> <li>・ 旅館業</li> </ul> | <p>令和８年４月１日～</p> <p>令和１３年３月３１日</p> |

##### ②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）計画のとおり

#### （５）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

産業系施設は全体で 37 棟、延べ床面積 11,548 ㎡の建物を保有していますが、20 年以上 40 年未満の建物が延べ床面積全体の 54.1%を占めています。これらの建物については改修工事が必要となってくる時期になってくるため、維持管理・更新等を計画的に行っていく必要があります。

また、町の産業の現状と施設のあり方について検証し、総量についても検討を進めていく必要があります。

#### **4. 地域における情報化**

本町においては、ブロードバンド設備や防災行政無線整備により他地域との情報化に係る格差是正に取り組んできましたが、急速に発達する高度情報化社会に産業、教育、医療、福祉など様々な分野から対応していく必要があります。高度情報通信ネットワークを活用した行政サービスの向上を目指すとともに、新たな情報技術に対応できる人材の育成・確保に努めます。

##### **(1) 現況と問題点**

###### **①電気通信施設等情報化のための施設**

インターネットやスマートフォンの普及、地上デジタルテレビ放送など、急速に高度情報化が進んでいます。本町においても、これまで町民生活の利便性の向上や産業の振興など地域活性化を図るため、ブロードバンド整備や防災行政無線の整備などを進めてきました。

また、近年、頻発する大規模な自然災害や猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響による安心安全に対する意識の高まりや情報通信技術の急速な発展、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住やテレワーク、ワーケーションへの関心が高まっているため、今後も情報通信基盤等のICT環境を整備・充実させるとともに新しい技術を活用した行政サービスの向上を目指した行政のデジタル化を進める必要があります。

一方、国においては令和3年9月にデジタル庁が創設され、今後もさらなる情報化の加速が予測されるため、情報通信環境や情報通信機器の整備・充実及び更新に加え、デジタル人材の育成や確保が必要となってきます。

##### **(2) その対策**

###### **①電気通信施設等情報化のための施設**

引き続き、インターネット環境の有効活用や全戸に設置されている防災行政無線による行政情報の提供を行うとともに、テレワークやワーケーションに対応する情報通信基盤等の整備に努め、地域の情報化を図っていきます。

また、インターネットを利用した情報発信や産業の活性化及び住民活動の活発化などを促進するとともに、教育、医療、福祉サービスの充実、災害等に対する情報提供などの行政情報化を推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。併せて、自治体DXを推進させるためのデジタル人材の育成及び確保に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分       | 事業名（施設名）             | 事業内容                   | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|----------------------|------------------------|------|----|
| 3 地域における<br>情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 |                        |      |    |
|                 | 通信用鉄塔施設              |                        |      |    |
|                 | テレビ放送中継施設            |                        |      |    |
|                 | 有線テレビジョン放送施設         |                        |      |    |
|                 | 告知放送施設               |                        |      |    |
|                 | 防災行政用無線施設            | 防災行政無線操作卓改修・多層配信システム構築 | 町    |    |
|                 | テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 | テレビ受信不良地区対策工事          | 町    |    |
|                 | ブロードバンド施設            |                        |      |    |
|                 | その他の情報化のための施設        |                        |      |    |
|                 | その他                  |                        |      |    |
|                 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業    |                        |      |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|------|------|----|
|           | (3) その他  |      |      |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通した中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

### 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

本町の交通体系は、町の基幹道路であり町外と接続する県道や林道、県道と集落、集落と集落を結ぶ町道により交通ネットワークが形成されており、引き続き、道路施設や公共交通機関等を整備し、地域内及び本町と隣接市町とを円滑に結ぶ交通の確保に努めます。

#### （１）現況と問題点

##### ①交通施設の整備

本町の道路網は、県道を主軸として、国道 7 号へのアクセスや町内集落を結ぶ町道、能代市・八峰町へと続く広域林道米代線及び北米代線が整備され、円滑な町民生活と産業活動への貢献が図られています。

今後は、これまで整備してきた道路施設の老朽化による多額の修繕費用が予想されることから、長寿命化を見据えた予防修繕型の手法への転換が必要とされています。

また、冬期間の交通の安全と利便性を確保するため、除排雪機械の整備と除排雪体制の充実強化を図ることが必要です。

##### ②交通手段の確保

人口減少と自動車の普及により輸送需要が大きく減少した影響で、住民の移動手段として重要な役割を果たしていた路線バスが令和 7 年 9 月末をもって廃止されました。高齢化の進行や社会構造の変化など、将来需要に対応した利便性の高い移動手段が求められており、地域公共交通の確保・維持が必要です。

#### （２）その対策

##### ①交通施設の整備

地域の自立と発展に資する道路網の確立について、県道西目屋二ツ井線の冬季閉鎖期間の短縮や県道矢坂糠沢線の早期整備についての要望を継続していきます。

町道については、地場産業の振興を図るために必要とされる道路や集落間の円滑な連絡につながる道路整備のほか、町民の利便性、安全性、快適性に配慮し、町民の要望に応えながら「橋梁長寿命化修繕計画」、「トンネル長寿命化修繕計画」や「道路ストック総点検事業」に基

づいた計画的な整備維持修繕に努め、効率的で安全な道路施設の整備に努めます。その他道路についても能代山本広域市町村圏組合等の各種団体と連携し、整備に努めます。

また、冬期間の交通の安全と利便性を確保するため除排雪機械の整備と除排雪体制の充実と強化に努めます。

## ②交通手段の確保

高齢者や交通弱者の町内外への移動手段として、デマンドタクシーやライドシェア等、新しい形の交通手段も活用しながら、地域の公共交通を維持していきます。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分                 | 事業名（施設名） | 事業内容                                  | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|----------|---------------------------------------|------|----|
| 4 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | (1)町道    |                                       |      |    |
|                           | 道路       | 巻端家・長場内線<br>・防護柵設置<br>L=1,600m、W=4.0m | 町    |    |
|                           |          | 分作・横倉線<br>・防護柵設置<br>L=800m、W=4.0m     | 町    |    |
|                           | 橋りょう     | 板清水2号橋補修工事<br>L=16.10m、W=2.5m         | 町    |    |
|                           |          | 大川目9号橋補修工事<br>L=7.30m、W=4.6m          | 町    |    |
|                           |          | 坊中橋塗装工事<br>L=55.00m、W=7.0m            | 町    |    |
|                           | その他      | 松倉トンネル更新工事<br>L=187.40m、W=4.4m        | 町    |    |
|                           |          | 奥小比内トンネル更新工事<br>L=27.27m、W=4.3m       | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                            | 事業主体     | 備考  |
|-----------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|
|           |                   | 一般廃棄物処理施設整備<br>関連事業（道路整備）                                                                       | 広域市町村圏組合 | 負担金 |
|           | (2) 農道            |                                                                                                 |          |     |
|           | (3) 林道            |                                                                                                 |          |     |
|           | (4) 漁港関連道         |                                                                                                 |          |     |
|           | (5) 鉄道施設等         |                                                                                                 |          |     |
|           | 鉄道施設              |                                                                                                 |          |     |
|           | 鉄道車両              |                                                                                                 |          |     |
|           | 軌道施設              |                                                                                                 |          |     |
|           | 軌道車両              |                                                                                                 |          |     |
|           | その他               |                                                                                                 |          |     |
|           | (6) 自動車等          |                                                                                                 |          |     |
|           | 自動車               |                                                                                                 |          |     |
|           | 雪上車               |                                                                                                 |          |     |
|           | (7) 渡船施設          |                                                                                                 |          |     |
|           | 渡船                |                                                                                                 |          |     |
|           | 係留施設              |                                                                                                 |          |     |
|           | (8) 道路整備機械等       | 除雪ドーザ 1 台                                                                                       | 町        |     |
|           |                   | 中型ロータリ除雪車 1 台                                                                                   | 町        |     |
|           | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | デマンド交通運営事業<br>①事業の必要性<br>デマンド交通（予約制）<br>乗合タクシーを運行し、地域住民の交通手段を確保するため。<br><br>②事業内容<br>電話予約により乗合タ | 町        |     |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>クシーを運行する。</p> <p>③事業効果<br/> 地域住民の日常生活における利便性が向上し、定住環境の維持が図られる。<br/> このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>橋梁点検事業</p> <p>①事業の必要性<br/> 橋梁は住民の移動に関して重要な交通経路であることから道路交通網の安全性を確保するために計画的・定期的な点検が必要である。</p> <p>②事業内容<br/> 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次点検を行う。</p> <p>③事業効果<br/> 計画に基づいた点検を行うことで費用の平準化を図ることができ、継続的な維持管理が可能となる。<br/> このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性<br/> 橋梁は住民の移動に関して重要な交通経路であ</p> | 町    |    |
|           |          | <p>橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性<br/> 橋梁は住民の移動に関して重要な交通経路であ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>ることから道路交通網の安全性を確保するために計画的に維持修繕していくことが必要である。</p> <p>②事業内容<br/>橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果<br/>従来 of 事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>トンネル点検事業</p> <p>①事業の必要性<br/>トンネルは住民の移動に関して重要な交通経路であることから、道路交通網の安全性を確保するために計画的・定期的な点検が必要である。</p> <p>②事業内容<br/>トンネル長寿命化修繕計画に基づき、順次点検を行う。</p> <p>③事業効果<br/>計画に基づいた点検を行うことで費用の平準化を図ることができ、継続的</p> | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>な維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>トンネル長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>トンネルは住民の移動に関して重要な交通経路であることから、道路交通網の安全性を確保するために計画的に維持修繕していく必要がある。</p> <p>②事業内容</p> <p>トンネル長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    |    |
|           |          | <p>米田橋撤去事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>橋梁点検・診断結果は『Ⅲ（早期措置段階）』となっている。全体的に老朽化が進んでおり早急な対策が求められている。近接する新米田橋（県道）が健全</p>                                                                                                                                                                                                               | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                            | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           | (10) その他 | <p>であり、米田橋（町道）は狭隘であること、地域住民の交通導線の変遷などにより米田橋の交通量が減少していることなどから、新米田橋に機能を集約し、米田橋を撤去する。</p> <p>②事業内容<br/>橋梁の撤去を行う。</p> <p>③事業効果<br/>橋りょうを解体撤去することで安全性を確保できる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |      |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通した中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

道路・橋りょうの維持管理については、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、新規投資については、必要箇所を厳選し、『社会資本総合整備計画』、『藤里町橋梁長寿命化修繕計画』等の計画に基づき計画的に実施していきます。

トンネルの維持管理については、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで長寿命化、トータルコストの縮減及び平準化を図り、新規投資については、必要箇所を厳選し、計画的に実施していきます。

## 6. 生活環境の整備

本町の生活環境は簡易水道、下水道処理施設、消防・救急・防災、ごみ対策、住宅環境に

分けられます。世界自然遺産白神山地の麓にあって、最も川上に位置する町として、河川や水路の清らかな水を保全することは町の責務であり、後世に引き継いでいかなければなりません。

快適な町民生活を確保し、産業・文化活動等の活性化を進めるにあたり、基盤となる生活環境の整備は不可欠であることから、より住みよい地域の実現を目指し、計画的な施設整備と種々の施策の実施による町民の生活環境の向上に努めます。

## **(1) 現況と問題点**

### **①水道施設**

本町では町内のほぼ全域に水道施設が整備されています。

浅井戸水源においては水量に余裕があり十分な水が供給できておりますが、湧水水源においては渇水期の水量確保が課題となっている施設があります。

機械及び装置は、ほとんどの施設が法定耐用年数を超過しており基幹的施設についても50年を経過している施設もあり老朽化が顕著です。

### **②下水処理施設**

本町では、平成10年に藤里町特定環境保全公共下水等事業に着手し、平成15年3月に供用を開始しました。処理施設である藤里浄化センターは令和7年現在で22年を経過しており、これまで厳しい財政制約のもと、長期的視点に立った長寿命化対策を実施してきたところです。

今後、処理機能に直接影響のあるプラント機械・電気設備が耐用年数を超過していくことになるため、計画的に設備更新を実施していく必要があります。

### **③廃棄物処理施設**

現在、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物のうち、ビン・カン・ペット・ダンボール、その他の分類で古紙類・金物を資源化处理しています。

不燃物廃棄物処理については、昭和53年に用地を取得後、埋立、覆土処理を行ってきましたが、国県等の指導に基づき平成12年度に有害性のものを全て撤去し、その後分別の徹底により売却処分に努めています。

ごみ・し尿処理施設事務においては、能代山本広域市町村圏組合への参加により対処しています。

### **④火葬場**

斎場は能代市二ツ井町と藤里町との共同設置です。町民にとって斎場は必要不可欠な施設ですが、空調をはじめとした設備関連の老朽化が見られることから、利用者の不利益とならないよう時期等を確認しながら改修等を行う必要があります。また、火葬炉などについては定期的に更新が必要となっています。

## ⑤消防・救急・防災施設

地震・台風・豪雨など全国各地で甚大な自然災害が多発しており、町民の生命と財産を守り、安全に暮らすためには消防・救急・防災体制の確保、施設の整備が必要となっています。

町の消防組織は、能代山本広域市町村圏組合二ツ井消防署藤里分署があり、消防団は第1分団から第5分団の5班で構成されています。各分団の消防器具置場については、建設から40年近く稼働している施設もあり、老朽化が懸念されています。

また、消防防災体制の充実強化を図っていますが、施設や設備の老朽化が顕著です。

## ⑥公営住宅

町営住宅は64戸あります。また、平成27年度調査において150戸程であった空き家が、令和4年度調査では208戸と増加しており、空き家の利活用を含めた移住定住施策が課題とされています。

## ⑦その他

1年のうち3分の1が雪で覆われる本町においては、生活、産業など様々な面で制約されています。町民から寄せられる生活の不便、住みにくさの要因の多くが「雪」に関することとなっており、克雪対策が重要となっています。

公共施設等については老朽化が顕著であり、町民の安心安全な生活を守り、景観の保全を図るため、使用されない公共施設等は解体撤去を推進する必要があります。

また、老朽化した橋りょうは、通行止めなどの措置を施していますが、主桁の腐食や橋脚の鉄筋露出や洗堀が見られ、景観上の配慮及び老朽化等に起因した事故を未然に防ぐ対策が必要です。

## (2) その対策

### ①水道施設

原水水質に留意し、安全な水の安定供給を図るとともに、漏水傾向にある施設は、施設の効率的運用や業務効率の向上改善に努めます。あわせて、漏水の低減や耐震化のための施設・老朽管の更新や、耐用年数を超えた既存施設機器の更新を行うとともに、定期的かつ計画的な点検等により、適正な維持管理に努めます。

### ②下水処理施設

平成29年2月にストックマネジメント計画を策定以降更新されていないため、現状に即した計画に更新し、長期的な改築、更新を実施していきます。

### ③廃棄物処理施設

可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化を図り、分別収集のさらなる浸透、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、町民・事業者・行政が一体となり循環

型社会の構築に取り組みます。

産業廃棄物処理は、事業所（者）責任を指導徹底するとともに、再資源化、共同処理化に取り組み、不法投棄防止や適正処理を推進するため、環境監視員による巡回など監視指導体制の強化に努めます。

ごみ・し尿の処理に関しては、引き続き能代山本広域市町村圏組合と広域的な連携を行いながら進めていきます。

#### ④火葬場

斎場は、必要不可欠な施設であり、計画的な維持修繕を行うことで、長寿命化できるものと考えています。

#### ⑤消防・救急・防災施設

消防団員の加入促進や消防器具置場の整備などによる消防体制の強化を図るとともに、防災訓練や最新のデータを用いた洪水浸水想定区域・土砂災害区域毎にレッド・イエローゾーンを示したハザードマップを活用することで、危険箇所の把握や避難箇所の確認など町民の防災意識の啓発を促します。

また、防災情報の伝達システムの高度化により、迅速かつ的確な情報伝達体制の強化を図り、災害時には、要援護者支援システムを活用し、要援護者の支援をスムーズに行うよう努めるほか、常に災害時に備えた備蓄に取り組みます。

なお、消防・救急車両の更新などは、能代山本広域市町村圏組合と連携し、消防・救急・防災体制の充実強化を図ります。

#### ⑥公営住宅

公営住宅は長寿命化を図りながら、災害に強い環境を整えます。空き家バンク利用者など民間住宅に対してはリフォーム助成などの施策を展開し、住みやすい環境づくりに取り組みます。また、公営住宅法による補助耐用期間が経過した住宅については、用途変更を行い、入居者資格の緩和を図り、住民の定住化に取り組んでいきます。

なお、耐震化されていない古い町営住宅は、入居者がいない場合解体する計画です。

#### ⑦その他

クリーンアップ、ボランティア清掃、除排雪など町民総参加で環境美化に取り組み、快適な生活空間・生活環境をつくります。

老朽化した危険施設は、解体・撤去に努め、町民の安心安全な生活の確保に努めます。

さらに、白神山地に代表される世界的にも貴重な環境を後世に残すため、関係機関、団体との連携による環境教育活動を実施し、環境問題に対する意識の高揚を図るなど、積極的に環境保護に取り組みます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）              | 事業内容                                                                 | 事業主体     | 備考  |
|-----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|-----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設<br>簡易水道      | 藤里簡易水道施設整備<br>・真名子地区老朽管更新<br>L=5,029m<br>・一の渡配水場配水池増設<br>・中通簡易水道施設整備 | 町        |     |
|           | その他                   |                                                                      |          |     |
|           | (2) 下水処理施設<br>公共下水道   | ストックマネジメント計画更新                                                       | 町        |     |
|           |                       | 機械・電気設備更新（設計）                                                        | 町        |     |
|           |                       | 機械・電気設備更新                                                            | 町        |     |
|           | 農業集落排水施設              |                                                                      |          |     |
|           | 地域し尿処理施設              |                                                                      |          |     |
|           | その他                   |                                                                      |          |     |
|           | (3) 廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設 | 塵芥収集車更新                                                              | 町        |     |
|           |                       | 能代山本クリーンセンター運営費負担金                                                   | 広域市町村圏組合 | 負担金 |
|           |                       | 一般廃棄物処理施設整備事業                                                        | 広域市町村圏組合 | 負担金 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                            | 事業主体     | 備考  |
|-----------|----------|-------------------------------------------------|----------|-----|
|           | し尿処理施設   | 中央衛生処理施設運営費<br>負担金                              | 広域市町村圏組合 | 負担金 |
|           | その他      |                                                 |          |     |
|           | (4) 火葬場  | 斎場設備整備事業<br>・ 斎場空調設備改修                          | 町        |     |
|           | (5) 消防施設 | 消防団消防器具置場建替                                     | 町        |     |
|           |          | 消防団消防器具置場屋根<br>塗装                               | 町        |     |
|           |          | 常備消防費<br>・ 施設整備負担金（車両の<br>更新）                   | 広域市町村圏組合 | 負担金 |
|           |          | R8 能代消防署分<br>・ 救急車 1 台                          |          |     |
|           |          | 八峰消防署分<br>・ 救急車 1 台                             |          |     |
|           |          | R9 三種消防署分<br>・ タンク車 1 台                         |          |     |
|           |          | R10 藤里分署分<br>・ 普通消防車 1 台<br>三種消防署分<br>・ 救急車 1 台 |          |     |
|           |          | R11 能代消防署分<br>・ 梯子車オーバーホー<br>ル                  |          |     |
|           |          | 八峰消防署分<br>・ 普通消防車 1 台                           |          |     |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                       | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           | (6) 公営住宅          | 屋根塗装                                                                                                                                                                                                                                                                       | 町    |    |
|           | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>公共施設等危険建物解体撤去事業</p> <p>① 事業の必要性</p> <p>老朽化等により倒壊または破損した際、住民に危険が生じる恐れがある建物等を解体及び撤去し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>老朽化した公共施設等の解体及び撤去を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>建物等を解体及び撤去することで、景観の改善と住民の安全性が確保できる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    |    |
|           | (8) その他           |                                                                                                                                                                                                                                                                            |      |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

供給処理施設は２棟、延べ床面積 194 ㎡、上水道施設は 45 棟、延べ床面積 1,448 ㎡、下水道施設は 4 棟、延べ床面積 1,359 ㎡の建物を保有していますが、10 年以上 20 年未満の建物が延べ床面積全体の 45.3%、20 年以上 30 年未満の建物が全体の 12.7%で合わせて 58.0%

をこれらの施設が占めています。今後改修工事が必要となってくる時期になる建物が多いため、維持管理・更新等を計画的に行っていく必要があります。簡易水道施設については藤里町水道ビジョンに基づき維持管理、更新を進めます。

公営住宅は全体で64棟、延べ床面積4,555㎡の建物を保有しています。今後多くの公営住宅が建築後30年を経過していきますので、最大限の長寿命化を図り、維持管理、更新等を計画的に行っていきます。

簡易水道の維持管理については、『藤里町水道ビジョン』に基づき、予防保全維持管理の考えを基本とした計画的な修繕及び更新等を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、計画的に実施していきます。

下水道の計画期間内で耐用年数を経過する管渠はありませんが、その他下水道設備の維持管理、更新等については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な更新を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、『社会資本総合整備計画』等の計画に基づき計画的に実施していきます。

合併浄化槽の維持管理について、予防保全維持管理の考えを基本とした修繕等を行うことで、トータルコストの縮減及び平準化を図り、計画的に実施していきます。

## **7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**

高齢者が住み慣れた土地、家族や地域とのふれあいを保ちながら、希望を失うことなく、安らぎと生きがいを持って暮らせる環境を整備します。また、障害者が安心して生活できるよう障害者総合支援法に基づく施策を実施し、社会参加と自立を促進します。

介護が必要な高齢者へのニーズに応えるため、総合福祉センターの機能を充実させ、よりきめ細かな介護サービスの提供に努めます。健康で活動できる健常高齢者には、子育て支援、高齢者介護などのボランティア活動や、自らの健康増進に向けたスポーツ・サークル活動など、健常高齢者だからこそできる活動の場の確保を支援します。

家庭と地域が一体となった子どもの健全育成を推進し、全町的な子育てネットワークの構築を図ります。福祉施策にとらわれず、産業の振興、生活環境の整備とともに若者が定住しやすい環境の整備について、持続的発展施策の重要課題として位置づけて取り組みます。

少子化対策としては、安心して子どもを産み、育てられる環境を構築し、福祉施設を効率良く運用しながら子育て支援環境の充実を推進します。

### **(1) 現況と問題点**

#### **① 子育て環境の確保**

子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、その課題は複雑化、深刻化しており、乳幼児や児童の保護者を対象としたニーズ調査結果を踏まえ、実効的な施策を展開してきました。

町では、核家族化や夫婦共働き家庭の一般化、就労形態の多様化等に対応し、子育て及び就労の両立支援として、預かり保育事業や延長保育事業の展開、放課後児童クラブの開

所時間の拡大などについて、できる限り保護者の要望に対応してきています。

現時点及び過去においても、放課後児童クラブ、保育園、幼稚園に待機児童はなく、放課後児童支援員や保育士などの施設運営に係る職員数の維持（確保）が課題となっています。

藤里保育園は、本町の子育て支援センターの拠点として活動していますが、障害や疾病の早期発見・障害児支援のほか、虐待の早期発見・育児支援が課題となっています。

ここ数年で少子化が急速に進行し出生数が 5 人前後という状況になっており、出生数の今後の回復は見込めない状況にあります。

## ②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

総合福祉センターは、心休まる環境づくりが施され、各種福祉保健サービスの中心基地として、福祉向上と明るい長寿社会の形成に大きく貢献しています。また、高齢者の生きがい対策として健康教室を実施し、病気の重症化予防を図っています。

平成 18 年度に設置された地域包括支援センターでは、高齢者が地域で可能な限り自立した日常生活を営めるように福祉医療ボランティアと連携して介護の予防や個人生活を守る支援を行っています。

高齢者福祉には、多様化・高度化する福祉保健ニーズに対応しうるサービスを充実させ、町民福祉を向上させることが求められており、高齢者には、豊かな人生経験を活かし地域で元気に社会参加できるよう、介護予防と自立に向けた取組を推進させる必要があります。

障害者を取り巻く情勢は、重度障害者の増加、障害者の高齢化、障害の重複化等の傾向が顕著になってきており、その課題も多様化してきている状況にもあります。これらのことに対し、「障害のある人もない人も共に生きる」を基本理念に策定した「藤里町障害福祉計画」を着実に推進し、可能な限り家庭や地域の中で自立した生活を送ることができる地域社会を作るため、在宅サービスの充実を図っていくことが必要となっています。

## （２）その対策

### ①子育て環境の確保

子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を構築するため、子育て支援センターでの子育て相談機能を向上させるとともに、乳幼児保育、延長保育、一時保育、幼稚園預かり保育、放課後児童クラブなど、地域の子育てサービスの一層の充実を図ります。

また、1 か月児健診から 5 歳児健診までの就学前における一貫した健康診査を通じて、保健師、保育士、専門機関が連携し、支援が必要な場合には早期に適切な対応を図るとともに、すべての子どもたちのより良い発達を促す体制の整備に努めます。

子どもが人との関わり合いから社会性や協調性、思いやる気持ちなど、保育を通して生きる力を育むため、総合的な保育機能を有する認定こども園の設置を推進するとともに、きめ細やかな指導体制の拡充と園児の施設環境の整備に努めます。

## ②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

福祉サービスを幅広く展開するため、総合福祉センターの設備整備により機能の充実を図るほか、保健指導や保健サービスの提供により健康に対する町民の関心を高め、あわせて生涯学習の視点に立った総合的な健康づくりの充実に努めます。

また、在宅介護が増加する中で訪問介護サービスやデイサービスの充実を推進し、移送サービスや介護用品の支給、家族介護者に対する町独自の支援を行うとともに寝たきり一人暮らし老人の生活サポートなど介護サービスの充実に努めます。

このほか高齢者世帯の除排雪や24時間サポート事業、高齢者を対象としたデマンド交通の無料利用券（駒わりくん無料乗車券）の発行を継続し、高齢者が自立した日常生活を送ることができ、住み慣れた町で安心して暮らせるための施策の充実に取り組みます。

また、教養、文化活動、趣味活動等を行い生きがいの発見に繋げる「ふじこま大学」などの生涯学習事業や、「プラチナバンク」を活用した労働の斡旋、各種ボランティア活動などにより、社会参加による生きがい促進や地域社会の維持活性化に努めます。

障害者に対する関心とノーマライゼーションの考え方を基本に、障害者が住み慣れた地域社会の中で障害の程度や能力に応じた社会参加ができるように、そしてライフステージに沿った療育、機能訓練を受けながら可能な限り自立した生活を営めるよう援助体制の構築に努めます。

## （３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

| 持続的発展施策区分                     | 事業名（施設名）                   | 事業内容                      | 事業主体       | 備考 |
|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|------------|----|
| ６ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設<br>保育所          | 認定こども園整備事業<br><br>通園バス １台 | 町<br><br>町 |    |
|                               | 児童館                        |                           |            |    |
|                               | 障害児入所施設                    |                           |            |    |
|                               | (2) 認定こども園                 |                           |            |    |
|                               | (3) 高齢者福祉施設<br>高齢者生活福祉センター |                           |            |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）                 | 事業内容                                                                                                 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           | 老人ホーム                    |                                                                                                      |      |    |
|           | 老人福祉センター                 |                                                                                                      |      |    |
|           | その他                      |                                                                                                      |      |    |
|           | (4) 介護老人保健施設             |                                                                                                      |      |    |
|           | (5) 障害者福祉施設              |                                                                                                      |      |    |
|           | 障害者支援施設                  |                                                                                                      |      |    |
|           | 地域活動支援センター福祉ホーム          |                                                                                                      |      |    |
|           | その他                      |                                                                                                      |      |    |
|           | (6) 母子福祉施設               |                                                                                                      |      |    |
|           | (7) 市町村保健センター及びこども家庭センター |                                                                                                      |      |    |
|           | (8) 過疎地域持続的発展特別事業        | <p>安心安全の支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>高齢化が進み、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加している。こうした世帯が自宅で安全にかつ安心して暮らすことので</p> | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>きる環境の整備が必要である。</p> <p>②事業内容</p> <p>24 時間対応可能なオペレーターを配置し、高齢者等の相談対応、安否確認、緊急時の状況確認等を実施する。</p> <p>③事業効果</p> <p>緊急時も含め、必要に応じた随時サービスを実施することにより高齢者等の安全の確保及び精神的な不安の解消を図り、安心・安全に日々の暮らしができる環境が整備される。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>子育て支援を充実させ、子育て世代の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容</p> <p>子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもの心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。</p> | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>③事業効果</p> <p>子どもの医療負担を軽減し、圏域の子育て世代が安心して生活できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>治療継続支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>透析患者については、近隣に治療継続のための医療機関がなく、遠方への移動が負担となっている。</p> <p>②事業内容</p> <p>医療機関までの移動に伴う経済的負担の軽減を図るため、毎月定額を助成する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>人工透析治療のための通院にかかる交通費の負担軽減を図ることにより、治療を継続する環境整備に資する事業である。</p> <p>そのため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                      | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           | (9) その他  | <p>学校給食費助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>子育て支援を充実させ、子育て世代の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容</p> <p>保護者の負担を軽減するため学校給食費の支援を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>学校給食費を助成することで保護者の負担軽減を図り、子育て世代が安心して生活できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

保健・福祉施設は全体で6棟、延べ床面積3,278㎡の建物を保有しています。全て新耐震基準後に建設された施設ですので耐震補強工事の必要はありません。総合福祉センター及び生活支援ハウスは大規模改修が必要とされる建築後30年を経過していませんが点検や診断を適切に行い、計画的に維持管理をしていく必要があります。地域活動支援センター（こみっと、くまげら館）はいずれも秋田県から購入した施設で、令和3年4月1日現在でこみっとが建築後30年、くまげら館が35年を経過しています。これらの施設は、指定管理契約をしている藤里町社会福祉協議会への所有権移転も視野に入れていく必要があります。

## 8. 医療の確保

町民が専門医療を受けるには町外の医療機関へ出向かなければならないため、広域的な医療のネットワークの構築が必要であり、能代厚生医療センターなどの総合病院をはじめとする近隣市町の医療機関と連携を強化する必要があります。

医師・医療機関の確保に努めるとともに、保健師が行う保健指導や健康相談、地域包括支援センターとの情報交換により町民の健康状態を把握し、近隣市町の医療機関との広域的な連携により、病気の早期発見・早期治療を促し町民の健康保持の確立を目指します。

町民が病気や要介護状態になるのを防ぐ「予防」を主とする「町民皆健診」及び「介護予防活動」の推進を目指します。

### (1) 現況と問題点

本町の医療機関は、開業医院に町外の医療機関から月2回の派遣による診療体制が続いていますが、月2回の診療に町民は不安を感じています。

整形外科、小児科、眼科、耳鼻科など専門病院への受診は、町外の医療機関に頼らなければならない、医療費とともに交通費が町民にとって大きな経済的負担となっています。

町営歯科診療所については、岩手医科大学の協力により診療を続けていますが、人口減少などの影響から利用者が減少しています。

町の医療費の状況は、高血圧や糖尿病等の生活習慣病によるものが多く、上記疾患による医療機関の受診率や医療費比較において全県でも上位に位置しています。また、特定健診の受診率も横ばいで推移しています。

生活習慣病はそのほとんどに自覚症状がなく、高血圧や糖尿病を放置することは脳血管疾患や心疾患等の重大な合併症を引き起こし、寝たきりや要介護状態の原因となり、生活の質に大きな影響を与えます。

また、藤里町の死因は悪性新生物の中でも肺がんによるものが多く、肺がん等検診の受診勧奨や精検未受診者対策を強化していく必要があります。

自殺に関しては、数値として効果が見えにくい活動ではありますが、引き続き、心の病気への理解を深め、予防対策を強化していきます。

### (2) その対策

身近なところで適切な医療サービスが受けられるよう、近隣市町や市郡医師会、総合病院・大学などと連携を図りながら、医師の確保と医療の充実に努めます。

町営の歯科診療所についても、岩手医科大学の協力を得ながら、充実した歯科医療のため、医療設備の整備、更新を行います。

糖尿病・高血圧などの予防のため、健康相談や健康教室を通じて重症化の予防、また特定健診や特定保健指導の受診勧奨による疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、がん検診、特に肺がん等検診の受診率を上げ、さらには要精密検査の受診勧奨により、がんの早期発見・早期予防に繋がります。

感染症予防のため、予防接種率を向上させる受診勧奨を実施します。

町民の心の健康づくりのため、顔の見える活動として、家庭訪問の強化のほか、健康教室を実施し、知識の普及に努めます。

自殺予防対策は、民間団体の「心といのちを考える会」と連携して取り組みます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）                                          | 事業内容                     | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------------------------------------------|--------------------------|------|----|
| 7 医療の確保   | (1) 診療施設<br>病院                                    | 町営歯科診療所設備整備事業<br>・ユニット更新 | 町    |    |
|           | 診療所                                               |                          |      |    |
|           | 患者輸送車<br>(艇)                                      |                          |      |    |
|           | (2) 特定診療科<br>に係る診療施設<br>病院<br>診療所<br>巡回診療車<br>(艇) |                          |      |    |
|           | (3) 過疎地域持<br>続的発展特別事業                             |                          |      |    |
|           | (4) その他                                           |                          |      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

医療施設は全体で2棟、延べ床面積206㎡の建物を保有しています。建物の内訳は町営歯科診療所及び歯科診療所車庫兼物置となっています。建築後30年を経過していますので、

維持管理や大規模改修の有無等について十分に検討していく必要があります。

## **9. 教育の振興**

学校教育では、学校、PTA、地域住民が連携し、子どもの健全な育成に向けた教育環境の構築を目指します。

社会教育については、情報化社会の進展がもたらす情報量の増大、少子高齢化、国際化など社会環境の変化に適応した生涯学習、また、スポーツの振興を通じた健康づくりなど、心身ともに充実した教育の振興を目指します。

### **(1) 現況と問題点**

#### **①学校教育**

昭和46年5月1日における小学校数は、本校6校、分校3校でしたが、分校は集落再編成事業や交通事情の好転により、本校への吸収を図りました。本校については、昭和49年度から粕毛小学校、大沢小学校、藤琴小学校を1校に統合した後、金沢小学校（昭和58年3月閉校）、坊中小学校（平成12年3月閉校）、米田小学校（平成20年3月閉校）の3校が統廃合され、平成20年度からは藤里小学校1校になりました。

中学校は昭和43年に全校統合を実施し、昭和45年に校舎が建設されました。

平成28年度に開催された学校教育計画検討委員会において、少子化、財政負担軽減、施設及び設備の老朽化への対応を考えると小学校、中学校は一体化し、小中一貫校に進むことが望ましいと検討され、令和2年度より義務教育学校「藤里学園」の整備事業が始まり、令和5年度より開校しています。また、学園では、高度情報化や国際化、環境教育に応じた教材など、時代にあった教育が実践されています。

藤里幼稚園は、築60年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでいます。

今後は、幼稚園・保育園の園児数の推移を考慮し、当町での子育てに適した安心安全な教育・保育環境の充実を図る必要があります。

町に高等学校はなく、また鉄道もなく地理的に不利な立地条件のため、隣市の最寄駅から高等学校への電車通学となっていますが、通学費への負担は大きく、継続した負担軽減措置が必要です。

#### **②社会教育**

少子高齢化社会に対応して充実した人生を送るために、個人としての生きがいでなく、家族や地域において人々が共に学び、協力し、励まし合って生涯学習に取り組む事業が進められています。講演等を開催して町民の知識視野の拡充を促し、新規参加者の掘り起こしや指導者等人材の育成に繋げています。

生涯学習、社会教育の取組や発表・展示の場として幅広く利用されている社会教育施設は、施設の有効かつ安全な利用のための維持、整備を行ってきましたが、施設の老朽化に伴い、その負担は増加しています。

地区活動推進協議会など地区団体の拠点施設である地区会館は、指定管理者制度で管理・運営され、さらに集落の拠点である集会所は、地域住民が管理・運営しています。

集会所は、地域住民の生活、文化、教養の向上のための会合や集いなど、多目的な利用を供する一番身近な場所であり、住民活動促進の重要な役割を担っていますが、築年数の経過と併せて、世帯数の減少が進む地区においては、管理面での住民負担が増加傾向にあります。

町内には、町スポーツ協会に加盟する団体の他、同好会などの任意団体も結成されており、活発に活動しています。スポーツ少年団では、児童生徒がそれぞれの部門で活動し、総合型地域スポーツクラブ「ふじさとスポーツクラブ」では、健康づくりのため、生涯スポーツやレクリエーションなど、日々の活動に楽しく参加しています。

余暇の拡大、健康づくり、スポーツ志向の高まりにより、スポーツ・レクリエーション活動は年々広がりを見せており、スポーツに親しむ機会や活躍の場の提供、及びその環境整備が今後ますます必要になると考えています。

## (2) その対策

### ①学校教育

令和5年、9年間の教育課程を一貫して行う義務教育学校「藤里学園」が開校しました。その中において、藤里町独自の教育として、地域に根差したふるさと教育「町づくり学」と、義務教育学校1年生からの系統的な外国語教育を掲げ、特色ある教育の取組を進めており、継続して取り組んでいきます。

併せて、高度な情報社会や社会変化に柔軟に対応できる人材の育成を図るとともにICT教育に係るネットワーク整備、タブレット端末の整備等を行っており、継続した整備体制を整えていきます。

幼稚園は、保育園と一体型の施設整備を視野に入れた、安心安全な教育・保育環境の充実を図ります。

また、奨学金制度については、利用しやすい制度の仕組みを検討し、利用者の経済的負担の軽減と制度の充実を図ります。

さらに高等学校等の通学に要する経費に対する継続した負担軽減措置による教育環境の充実に努めます。

### ②社会教育

「社会教育中期計画」に基づき、目標等実現のための具体的な方策を講じていきます。その活動拠点となる総合開発センターや各地区会館、体育施設については、施設の安全性や利便性に随時注意を払い、長寿命化計画（個別施設計画）における大規模な整備時期等を踏まえながら、安全性や利便性を確保するための維持管理を図ることで、快適な社会教育・体育活動に励めるよう環境の整備を進めます。

特に、町民体育館については、建築から50年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、改修が必要となっています。周辺施設を集約・複合化及び防災拠点としての機能の

付加など、住民ニーズや時代に則した施設となるよう整備を進めます。

また、集落における生活文化の振興と福祉の増進を図るため、地域住民の活動拠点となっている既存の集会所の建て替え及び改修を支援します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）                                                                                  | 事業内容                                                                              | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 8 教育の振興   | (1)学校教育関連施設<br>校舎<br>屋内運動場<br>屋外運動場<br>水泳プール<br>寄宿舎<br>教職員住宅<br>スクールバス・ボート<br>給食施設<br>その他 |                                                                                   |      |    |
|           | (2)幼稚園                                                                                    |                                                                                   |      |    |
|           | (3)集会施設・体育施設<br>公民館                                                                       | 総合開発センター<br>・屋上防水シート<br>・衛生設備改修工事<br>・空調設備更新工事<br>・暖房設備更新工事<br>・外壁修繕工事<br>・内装更新工事 | 町    |    |
|           | 集会施設                                                                                      | 三世代交流館<br>・空調設備更新工事<br>・外壁修繕工事                                                    | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                    | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           | 体育施設              | 町民体育館<br>・町民体育館複合化事業                                                                                                                                                    | 町    |    |
|           |                   | 土床体育館<br>・屋根改修工事<br>・人工芝化工事                                                                                                                                             | 町    |    |
|           |                   | 清水岱公園野球場<br>・スタンド改修工事<br>・外野クッションカバー吹付<br>・LEDディスプレイ更新                                                                                                                  | 町    |    |
|           |                   | 大沢体育館<br>・解体工事                                                                                                                                                          | 町    |    |
|           |                   | 米田プール<br>・解体工事                                                                                                                                                          | 町    |    |
|           | 図書館               |                                                                                                                                                                         |      |    |
|           | その他               |                                                                                                                                                                         |      |    |
|           | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>高等学校等通学費応援金支給事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町には高等学校がなく、町外への通学となっている。</p> <p>鉄道もないため、最寄り駅のある隣市まで家族等による送迎とそこからの電車移動により通学しており、地域的に不利な立地条件による経済的負担の軽減を図り、生徒が安心して教育を受けることがで</p> | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>きるよう、対策が必要となっている。</p> <p>②事業の内容<br/>通学費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果<br/>遠距離通学を余儀なくされる生徒が安心して教育を受けることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>国際交流員兼指導員派遣事業</p> <p>①事業の必要性<br/>藤里町独自の教育として、義務教育学校1年生からの系統的な外国語教育を掲げている。児童・生徒の英語コミュニケーション能力の向上をより確かなものとするため、外国語教育を受ける環境の整備が必要である。</p> <p>②事業の内容<br/>C I R（国際交流員）を活用し、児童・生徒の放課後、休日に児童・生徒を対象とした町営英語塾の開講、外国語授業の指導補助、教職員を対象とした英語研修会などを実施する。</p> | 町    |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | <p>③事業効果</p> <p>9年間の系統的な外国語教育の体系が整備される。また、特色ある英語教育の取組が、学校だけでなく、地域にも広がり、町全体の活性化に繋がる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>I C T教育の推進事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>進展する情報社会に対応できる人材を育成するため、学校における I C Tを活用した学習を行い、地域間、学校間で格差のない、豊かな学びを保証する。</p> <p>②事業内容</p> <p>義務教育学校等に導入したタブレット端末、電子黒板の更新とデジタル教科書の導入と更新を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>I C Tの活用による学習により、高度情報化へ対応した人材の育成及び他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    |    |
|           | (5) その他  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

学校・教育施設は全体で13棟、延べ床面積9,871㎡の建物を保有していますが、その全てが経過年数40年以上の建物です。

子育て支援施設は全体で6棟、延べ床面積1,771㎡の建物を保有していますが、その全てが経過年数30年以上の建物です。藤里幼稚園は建築後60年を経過していますが、新耐震基準後に大規模改修されています。その他施設についても維持管理・更新等を計画的に行うとともに、総量についての検討も進めます。

スポーツ・レクリエーション系施設は全体で34棟、延べ床面積10,328㎡の建物を保有しています。建築後30年以上を経過した建物は延べ床面積全体の70.2%、その他は建築後20年を経過した建物が全体の11.1%で、全体の81.3%が今後建替えや大規模改修等が必要な年数を経過する建物となっています。現在は利用中止となっている施設もあり、施設の利用状況や今後見込まれる改修費用等を総合的に判断しながら、利用されていない施設の解体も含め、計画的な維持管理、更新等を行い、総量についても検討を進めていきます。

### 10. 集落の整備

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、一部地域においては、集落における地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念される状況となっています。

持続ある地域をつくるため、地域住民が主体となった地域づくり活動を支援し持続的発展に繋がります。

#### （１）現況と問題点

集落においては、集落毎にコミュニティがあり、地区単位で自治会等が組織され地域コミュニティを築いています。

人口減少、出生率の低下、これに伴う高齢化の進行により、一部では地域コミュニティ活動の継続や緊急時における住民相互扶助の維持が難しくなりつつあります。

特に、農村集落においては、長く生産活動を担ってきた高齢者のリタイアが増加し、後継者の不在による耕作放棄地の拡大や集落の活力低下等の課題を抱えています。

これらのことから、自治会が自ら考え、課題を見出し、将来の地域を描いて解決に向けて取り組めるような支援のあり方を検討し、示すことが課題となっています。

#### （２）その対策

集落点検調査などにより、地域の現状や課題を把握・共有し、話し合いの場づくりへの支援を行うとともに、場合によっては外部からの人材を招聘するなど、集落の方向性などについて住民自らが考え活動できるよう気づきを促すなどの側面的支援に努めます。

また、地域自治の基礎単位である集落の活性化のため、集落におけるコミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備や集落のリーダーとなる人材の育成等、自主的な地域づくりを促進するため、住民団体が行なう地域の活性化や魅力あるまちづくりに資する事業に対する助成など住民団体等の育成や活性化に努めます。

さらに集落の維持や活性化が必要なことから、農林業分野での新規就業者の確保や、住みよい住環境を整え、若い世代の定住促進、都市部からの移住者の受け入れに積極的に取り組めます。

### (3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 事業主体 | 備考  |
|-----------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 9 集落の整備   | (1) 過疎地域集落再編整備    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |      |     |
|           | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>みんなでまちづくり事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>住民自らがまちづくりの一員であることを共有認識し、持続ある地域をつくり、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現と集落の活性化を図るため、地域住民が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。</p> <p>②事業の内容</p> <p>まちづくりグループ等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を助成する。</p> <p>・助成対象：町内会等地縁グループ、NPO 団体、ボランティア団体、活動推進協議会等協議会、18 歳以上で藤里町に住所を有する 5</p> | 各団体  | 補助金 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                     | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|           |          | 名以上のグループ<br>・助成限度額：1 グループ<br>年 30 万円以内<br>・申請者：グループを代表するもの<br><br>③事業効果<br>自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。<br>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |      |    |
|           | (3) その他  |                                                                                                                                                                          |      |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

#### １１．地域文化の振興等

郷土芸能、天然記念物等、貴重な有形・無形文化財、自然景観の保全・保護に努め、本町の魅力ある文化をまちづくりへと活かし、次世代へと継承していきます。

また、本町の歴史、風土、文化の貴重な資料、古文書等の散逸を防ぐための施設及び設備を整備します。

##### （１）現況と問題点

藤里町芸術文化協会が昭和 44 年に創立されています。

団体での活動の他、公民館事業や教育活動の支援として芸術・文化活動を行い、町民祭の展示、芸能発表の場でその成果を披露するなど活発な活動が行われていますが、参加者の固定化・高齢化が進み、活動内容や活動期間が減少傾向となっている団体も見受けられ

ます。

町内には多くの天然記念物、有形・無形文化財、美しい自然景観があり、その保全・保護に努めていますが、それ以外の歴史的な史跡、文化などは伝道的有識者の不足によって確認が困難な状況となっています。

郷土芸能、伝統行事でもある藤琴豊作踊り、大沢壮士舞、根城相撲については、少子高齢化の中で意欲ある次世代への継承が課題となっています。また、現在休止中の金沢番楽については、組織体制を見直すなど再開へ向けた取組が必要となっています。

町の歴史、風土、文化を後世に伝えるため、資料等の保存や保護、継承について早急に取り組む必要があります。

## (2) その対策

魅力あふれるまちづくりを推進するため、地域に根付いた自主的文化活動を一層活発的に取り組むとともに、生涯学習の観点からも伝道行事や地域文化を活かした学習活動に励み、活動を通して、地域を見直しながら連帯感を高め、まちづくりに活かします。

郷土芸能への造詣を深め、未来の担い手に継承するため、公民館事業である少年教室で学ぶ機会を創出し、また、発表の場を設けることで町民に関心を持たせます。

町の歴史、風土、文化を後世に伝える語り部や郷土史研究者の育成に努めます。

貴重な地域史をもとに、近世・近代・現代史を盛り込んだ「藤里町史」を平成25年度に発行していますが、引き続き、時代の経過とともに亡失、散在する資料や古文書等の保全を進めるとともに、歴史民俗資料館のあり方や維持管理方法を検討していきます。

文化的価値のある、菅江真澄をはじめとする文化人の足跡を示す石碑や歴史的資料など、保存・保護が必要な案件を発掘して、町文化財として指定します。

個人が所有する巨樹などの県指定天然記念物の保全については、保全工事に係る費用の助成を行います。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名（施設名）          | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|-------------------|------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等     |      |      |    |
|             | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 |      |      |    |
|             | (3) その他           |      |      |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

文化系施設は全体で18棟、延べ床面積4,511㎡の建物を保有しています。建築後30年を経過した大規模改修または建替えが必要とされる年数を迎えている施設は、建築年が不明なものを含めて8棟、延べ床面積1,917㎡あり、全体の42.5%を占めています。歴史民俗資料館については、施設のあり方や維持管理について十分に検討をしていく必要があります。また、その他の施設についても維持管理、更新等については計画的に行い、総量についても検討を進めていきます。

### 1.2. 再生可能エネルギーの利用の推進

環境問題は深刻さを増し、近年は環境意識の高まりとともに、地球に優しい再生可能エネルギーへのニーズが高まっています。国においても「2050年カーボンニュートラル」脱炭素社会の実現を目指しており、本町においても二酸化炭素排出削減、再生可能エネルギー導入拡大を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

#### (1) 現況と問題点

本町は地勢上、既存の火力、水力等による大規模エネルギー供給施設設置には適さず、港湾等もないことから、エネルギー供給は町外から供給を受けてきましたが、近年はバイオマスや地中熱といった様々な再生可能エネルギーが普及しているため、各施設への再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、再生可能エネルギーの利用促進に向けて、広く普及啓発活動に取り組む必要があります。

#### (2) その対策

脱炭素化に向けた、ごみの減量、資源の再利用及びリサイクルの推進による二酸化炭素の排出削減に努めるとともに、ハイブリット車や電気自動車を公用車として導入するなど、環境問題を考慮したカーボンオフセットの推進を行い、低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

また、住民の省エネ意識の定着を図り、再生可能エネルギーの活用を推進します。

#### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分           | 事業名（施設名）          | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|-------------------|------|------|----|
| 1.1 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 |      |      |    |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|------|------|----|
|           | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 |      |      |    |
|           | (3) その他           |      |      |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画及び個別計画に沿って、計画的な予防保全とともに利活用状況の把握などを通じた中長期視点での統廃合・複合化・利用停止・解体等の検討なども行い、最適な公共施設等の管理等に努めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分             | 事業名（施設名）           | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                             | 事業主体 | 備考                                                                                                 |
|-----------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業  | <p>移住定住支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>若い世代及び移住者の住宅を確保し、人口流出の抑制と定住人口の増加を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>住宅の新築、購入及び空き家バンクに登録されている家屋の改修・取得に要した費用の一部を助成する。</p> <p>③事業効果</p> <p>若い世代の町外への流出を抑制するとともに本町への移住を決める動機付けとなり、定住化人口の増加が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>若い世代の町外への流出を抑制するとともに本町への移住を決める動機付けとなり、定住化人口の増加が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
| 2 産業の振興               | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>農用地活用適正化助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>水稻・畑作栽培の経営面積拡大を誘導し、耕作放棄地発生防止、生産拡大を図ってきた。主食用米については、需給に応じた生産を基本として、生産者・消費者需給動向を踏まえつつ、主食用米生産編重からの脱却が最重要課題となっている。</p>                                                                                                          | 町    | <p>農業者の経営面積の拡大及び農用地が適正に活用され、地域農業の維持発展が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>             |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 事業主体 | 備考                                                                         |
|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>②事業内容</p> <p>需給に応じた生産を基本とし、これからの流通市場の動向をつかまえながら、経営規模の拡大を誘導しつつ、米価が著しく下がった場合、主食用米から飼料用米への転換を推進するため、価格差を圧縮する助成金を交付する。</p> <p>③事業効果</p> <p>農業者の経営面積の拡大及び農用地が適正に活用され、地域農業の維持発展が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>特産品開発研究関係事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>町の特産品等新商品の開発・研究に要する費用の一部を助成する。</p> <p>③事業効果</p> <p>特産品等の開発により、産業や雇用の維持・創出が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過</p> | 町    | <p>特産品等の開発により、産業や雇用の維持・創出が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 事業主体 | 備考                                                                                   |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>町の魅力を伝える活動費用助成事業</p> <p>①事業の必要性<br/>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容<br/>白神山地のネームバリューを活用した販路拡大を進めるため、物販等のPR活動に要する費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果<br/>「白神ブランド化」による収益の拡大、町民所得の向上、雇用の場の確保・維持に繋がる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>「白神ブランド化」による収益の拡大、町民所得の向上、雇用の場の確保・維持に繋がる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
|           |          | <p>藤里町チャレンジ助成事業</p> <p>①事業の必要性<br/>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容<br/>町内において創業する者に</p>                                                                                                                                                                      | 町    | <p>町内での創業等により、産業や雇用の維持・創出が図られる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>              |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 事業主体                                                                          | 備考                                                                                                                                        |
|-----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>対して、創業等にかかる初期投資等の一部を補助する。</p> <p>③事業効果</p> <p>町内での創業等により、産業や雇用の維持・創出が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>観光拠点地域協働化事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>地域の主要な観光施設と地域住民等がまちづくりの一員であることを共有認識し連携して行う地域の魅力発信と集落の活性化を図るため、地域住民・地域団体・関連団体が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。</p> <p>②事業内容</p> <p>地域住民・地域団体・関連団体等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を助成する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>地域の主要な観光施設を取り巻く豊かな地域資源の魅力が広く周知され、地域内外から継続的に交流人口の増加が図られると共に、共助意識の醸成を図り、地域課題の解決と地域の活性化を可能とす</p> | <p>（一社）<br/>白神山<br/>地ふじ<br/>さと観<br/>光協会・<br/>中通地<br/>区活動<br/>推進協<br/>議会・町</p> | <p>地域の主要な観光施設を取り巻く豊かな地域資源の魅力が広く周知され、地域内外から継続的に交流人口の増加が図られると共に、共助意識の醸成を図り、地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 事業主体 | 備考                                                                                      |
|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>る。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>藤里町中小企業創業資金融資保証事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>町内での創業者に対して、設備資金や運転資金の円滑な調達を支援する。</p> <p>③事業効果</p> <p>支援により、事業の継続・維持が図られるとともに、産業や雇用の維持・創出につながる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>支援により、事業の継続・維持が図られるとともに、産業や雇用の維持・創出につながる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
|           |          | <p>ツーリズム関連事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p>                                                                                                                                                                                                                     | 町    | <p>農泊等への新規参入者の増加に繋がり、施設の町外利用者の増加による観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化が図られる。</p>                     |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                          | 事業主体 | 備考                                                                                                 |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>②事業内容</p> <p>町の農家民宿等の事業者が行う施設改修や必要な備品等に要する費用の一部を助成する。</p> <p>③事業効果</p> <p>農泊等への新規参入者の増加に繋がり、施設の町外利用者の増加による観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>                                                                          |      | <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>                                                             |
|           |          | <p>観光用施設整備事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町の産業の維持・活性化に取り組むことで、将来にわたり住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容</p> <p>町内において、観光体験施設を整備する者に対して、資材費、工事費及び運営費の一部を補助する。</p> <p>③事業効果</p> <p>観光体験施設の整備により、町外訪問者の増加による観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過</p> | 町    | <p>観光体験施設の整備により、町外訪問者の増加による観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分                 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                 | 事業主体 | 備考                                                                                       |
|---------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>デマンド交通運営事業</p> <p>①事業の必要性<br/>デマンド交通（予約制）乗合タクシーを運行し、地域住民の交通手段を確保するため。</p> <p>②事業内容<br/>電話予約により乗合タクシーを運行する。</p> <p>③事業効果<br/>地域住民の日常生活における利便性が向上し、定住環境の維持が図られる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>地域住民の日常生活における利便性が向上し、定住環境の維持が図られる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>            |
|                           |                   | <p>橋梁点検事業</p> <p>①事業の必要性<br/>橋梁は住民の移動に関して重要な交通経路であることから道路交通網の安全性を確保するために計画的・定期的な点検が必要である。</p> <p>②事業内容<br/>橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次点検を行う。</p> <p>③事業効果<br/>計画に基づいた点検を行うことで費用の平準化を図るこ</p>                                                    | 町    | <p>計画に基づいた点検を行うことで費用の平準化を図ることができ、継続的な維持管理が可能となる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 事業主体 | 備考                                                                                     |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>とができ、継続的な維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>橋梁長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>橋梁は住民の移動に関して重要な交通経路であることから道路交通網の安全性を確保するために計画的に維持修繕していくことが必要である。</p> <p>②事業内容</p> <p>橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
|           |          | <p>トンネル点検事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>トンネルは住民の移動に関して重要な交通経路であることから、道路交通網の安全性を確保するために計画的・定期的な点検が必要である。</p> <p>②事業内容</p> <p>トンネル長寿命化修繕計画に</p>                                                                                                                                                                                       | 町    | <p>計画に基づいた点検を行うことで費用の平準化を図ることができ、継続的な維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展</p>      |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                     | 事業主体 | 備考                                                                          |
|-----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>基づき、順次点検を行う。</p> <p>③事業効果<br/>計画に基づいた点検を行うことで費用の平準化を図ることができ、継続的な維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>                                                                                                                                |      | に資する事業である。                                                                  |
|           |          | <p>トンネル長寿命化修繕事業</p> <p>①事業の必要性<br/>トンネルは住民の移動に関して重要な交通経路であることから、道路交通網の安全性を確保するために計画的に維持修繕していくことが必要である。</p> <p>②事業内容<br/>トンネル長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。</p> <p>③事業効果<br/>従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | 従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。<br>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
|           |          | <p>米田橋撤去事業</p> <p>①事業の必要性<br/>橋梁点検・診断結果は『Ⅲ</p>                                                                                                                                                                                                           | 町    | 橋りょうを解体撤去することで安全性を確保                                                        |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                      | 事業主体 | 備考                                                                                |
|-----------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|           |                   | <p>（早期措置段階）』となっている。全体的に老朽化が進んでおり早急な対策が求められている。近接する新米田橋（県道）が健全であり、米田橋（町道）は狭隘であること、地域住民の交通導線の変遷などにより米田橋の交通量が減少していることなどから、新米田橋に機能を集約し、米田橋を撤去する。</p> <p>②事業内容<br/>橋梁の撤去を行う。</p> <p>③事業効果<br/>橋りょうを解体撤去することで安全性を確保できる。<br/>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |      | <p>できる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>                                |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>公共施設等危険建物解体撤去事業</p> <p>①事業の必要性<br/>老朽化等により倒壊または破損した際、住民に危険が生じる恐れがある建物等を解体及び撤去し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。</p> <p>②事業内容<br/>老朽化した公共施設等の解体及び撤去を行う。</p>                                                                                       | 町    | <p>建物等を解体及び撤去することで、景観の改善と住民の安全性が確保できる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分                     | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事業主体 | 備考                                                                                                                            |
|-------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>③事業の効果</p> <p>建物等を解体及び撤去することで、景観の改善と住民の安全性が確保できる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>安心安全の支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>高齢化が進み、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加している。こうした世帯が自宅で安全にかつ安心して暮らすことのできる環境の整備が必要である。</p> <p>②事業内容</p> <p>24時間対応可能なオペレーターを配置し、高齢者等の相談対応、安否確認、緊急時の状況確認等を実施する。</p> <p>③事業効果</p> <p>緊急時も含め、必要に応じた随時サービスを実施することにより高齢者等の安全の確保及び精神的な不安の解消を図り、安心・安全に日々の暮らしができる環境が整備される。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>緊急時も含め、必要に応じた随時サービスを実施することにより高齢者等の安全の確保及び精神的な不安の解消を図り、安心・安全に日々の暮らしができる環境が整備される。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                          | 事業主体 | 備考                                                                                                   |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>子育て支援を充実させ、子育て世代の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容</p> <p>子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもの心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>③事業効果</p> <p>子どもの医療負担を軽減し、圏域の子育て世代が安心して生活できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>子どもの医療負担を軽減し、圏域の子育て世代が安心して生活できる環境となる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>                  |
|           |          | <p>治療継続支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>透析患者については、近隣に治療継続のための医療機関がなく、遠方への移動が負担となっている。</p> <p>②事業内容</p> <p>医療機関までの移動に伴う経済的負担の軽減を図るため、毎月定額を助成する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>人工透析治療のための通院にかかる交通費の負担軽減を図ることにより、治療を継続</p>                                      | 町    | <p>人工透析治療のための通院にかかる交通費の負担軽減を図ることにより、治療を継続する環境整備に資する事業である。</p> <p>そのため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 事業主体 | 備考                                                                                |
|-----------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|           |                   | <p>する環境整備に資する事業である。</p> <p>そのため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>学校給食費助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>子育て支援を充実させ、子育て世代の定住及び少子化対策を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容</p> <p>保護者の負担を軽減するため学校給食費の支援を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>学校給食費を助成することで保護者の負担軽減を図り、子育て世代が安心して生活できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | <p>学校給食費を助成することで保護者の負担軽減を図り、子育て世代が安心して生活できる環境となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
| 8 教育の振興   | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>高等学校等通学費応援金支給事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>町には高等学校がなく、町外への通学となっている。</p> <p>鉄道もないため、最寄り駅のある隣市まで家族等による送迎とそこからの電車移動により通学しており、地域的に不利な立地条件による経済的負担の軽減を図り、生徒が安心して教育を受けることができるよう、対策が必要となっ</p>                                                                                                     | 町    | <p>遠距離通学を余儀なくされる生徒が安心して教育を受けることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>                 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 事業主体 | 備考                                                                                                                |
|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>ている。</p> <p>②事業の内容<br/>通学費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果<br/>遠距離通学を余儀なくされる生徒が安心して教育を受けることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>国際交流員兼指導員派遣事業</p> <p>①事業の必要性<br/>藤里町独自の教育として、義務教育学校1年生からの系統的な外国語教育を掲げている。児童・生徒の英語コミュニケーション能力の向上をより確かなものとするため、外国語教育を受ける環境の整備が必要である。</p> <p>②事業の内容<br/>C I R（国際交流員）を活用し、児童・生徒の放課後、休日に児童・生徒を対象とした町営英語塾の開講、外国語授業の指導補助、教職員を対象とした英語研修会などを実施する。</p> <p>③事業効果<br/>9年間の系統的な外国語教育の体系が整備される。また、特色ある英語教育の取組</p> | 町    | <p>9年間の系統的な外国語教育の体系が整備される。また、特色ある英語教育の取組が、学校だけでなく、地域にも広がり、町全体の活性化に繋がる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 事業主体 | 備考                                                                                  |
|-----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|           |                   | <p>が、学校だけでなく、地域にも広がり、町全体の活性化に繋がる。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>I C T教育の推進事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>進展する情報社会に対応できる人材を育成するため、学校におけるI C Tを活用した学習を行い、地域間、学校間で格差のない、豊かな学びを保証する。</p> <p>②事業内容</p> <p>義務教育学校等に導入したタブレット端末、電子黒板の更新とデジタル教科書の導入と更新を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>I C Tの活用による学習により、高度情報化へ対応した人材の育成及び他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 町    | I C Tの活用による学習により、高度情報化へ対応した人材の育成及び他の地域や学校との教育格差をなくすことができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 9 集落の整備   | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>みんなでまちづくり事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>住民自らがまちづくりの一員であることを共有認識し、持続ある地域をつくり、住民が将来にわたり安全に安心し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              | 各団体  | 自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解                                         |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 事業主体 | 備考                                                            |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------|
|           |          | <p>て暮らすことのできる地域社会の実現と集落の活性化を図るため、地域住民が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。</p> <p>②事業の内容</p> <p>まちづくりグループ等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を助成する。</p> <p>・助成対象：町内会等地縁グループ、NPO団体、ボランティア団体、活動推進協議会等協議会、18歳以上で藤里町に住所を有する5名以上のグループ</p> <p>・助成限度額：1 グループ年30万円以内</p> <p>・申請者：グループを代表するもの</p> <p>③事業効果</p> <p>自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |      | <p>決と地域の活性化を可能とする。</p> <p>このため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |